

南砺市こどもの権利条例の制定について

1 制定の趣旨

子どもの権利条約等に基づき、子どもの持つ権利を保障するための総合的な施策を推進するため、条例を制定するもの。

2. 根拠法令

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

こども基本法

3. 条例案策定過程（令和4年6月以降）

6月20日～7月11日

第2回南砺市子どもの権利条例（仮称）素案に係る意見募集実施

7月30日 第4回南砺市子どもの権利条例策定委員会

9月22日 第5回南砺市子どもの権利条例策定委員会

9月23日 南砺市子どもの権利条例策定委員会から市長へ提言書提出

資料①

10月4日 第1回南砺市こどもの権利条例素案検証委員会（書面開催）

10月7日 第2回南砺市こどもの権利条例素案検証委員会（書面開催）

10月17日 第3回南砺市こどもの権利条例素案検証委員会

10月18日 南砺市こどもの権利条例素案検証委員会から報告書提出

資料②

10月28日～11月16日

南砺市こどもの権利条例案に係るパブリックコメント実施

12月 市議会へ議案上程予定

4 施行期日

令和5年4月1日

議案第 号

南砺市こどもの権利条例の制定について

南砺市こどもの権利条例を別紙のとおり定める。

令和4年11月30日提出

南砺市長 田中 幹夫

南砺市こどもの権利条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 こどもと権利（第3条―第7条）

第3章 大人の役割（第8条―第11条）

第4章 こどもにやさしい環境づくり（第12条―第18条）

第5章 権利の救済と推進（第19条―第22条）

第6章 雑則（第23条）

附則

こどもは、生まれながらにして人格を持つ一人の人間として尊重されます。こどもは、愛され、権利を保障されることで、豊かなこども時代を過ごすことができます。こどもは、自分の心が満たされたときに、愛着や信頼を感じ、それを分かち合うことを学びます。こどもは、いかなる差別も受けることなく、自分の考えを持ち、自分の思いを表現し、生きる力を育みます。

こどもの発達と成長のためには、守り支える大人が必要です。大人は、こどもが安心できる環境と、様々な経験が出来る機会をつくり支援します。大人は、こどもの思いを尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもに対して一方的な考えを押し付けることなく、寄り添います。

わたしたちは、こどもも大人も一人の人間として尊重され、すべてのこどもが自由と平和、人とのつながり、幸せを感じながら、すこやかに成長できる環境づくりを推進します。こどもにとってやさしい社会は、大人にとってもやさしい社会です。

わたしたちは、社会全体で連携を取りながら、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）と日本国憲法やこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、こどもの心身の発達と幸福感の増進を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利条約と日本国憲法やこども基本法に基づき、こど

もの持つ権利を保障するための総合的な施策を推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいいます。

2 この条例において「こどもの最善の利益」とは、どのような場面でもこどもの意見を踏まえ、こどもの幸せを第一に考えることをいいます。

第2章 こどもと権利

(こどもが持つ権利)

第3条 こどもは、生まれながらに次条から第7条までに掲げる権利を主に持ちます。

(生きること)

第4条 こどもは、命を守られ、心と体を大切にされます。

2 こどもは、日常の衣食住を保障され、安心して暮らすことができます。

3 こどもは、人種、国籍、出身、言語、性、個性、意見、宗教、障がい、財産その他置かれている状況によるいかなる差別や不利益も受けません。

(育つこと)

第5条 こどもは、一人一人の人格を尊重され、こどもであることを理由に否定されることなく、自分の思いを自由に表すことができます。

2 こどもは、持って生まれた力を発揮し、自分らしく成長し、家族や友達と心身ともに楽しくすこやかに生活することができます。

3 こどもは、興味関心を広げ、遊んだり、休んだり、学んだりしながら育つことができます。

4 こどもは、必要に応じて医療や療育を受け、困ったときには相談し、安心して成長することができます。

(守られること)

第6条 こどもは、暴力を受けたり大切なものを奪われたりせず、有害なことから守られます。

2 こどもは、心と体が傷つけられないよう守られます。

3 こどもは、困りごとや悩みごとがある時に、個人情報や秘密を守られ、一方的な意見の押し付けや決めつけのない、適切な相談を受けることができます。

(参加すること)

第7条 こどもは、自分に関係のあるすべてについて、自由に意見を言うことができます。

2 こどもは、適切な情報や考えを知ることができます。

- 3 こどもは、仲間をつくることができます。
- 4 こどもは、多様な社会的活動に参加することができます。

第3章 大人の役割

(大人の役割)

第8条 大人は、こどもを一人の人間として尊重し、その考えや思いを受け止め、話を聴き、共に考え、関わり続けます。

- 2 大人は、こどもが可能性を伸ばし、心身ともにすこやかに育つため、こどもの最善の利益を図ります。

(保護者の役割)

第9条 保護者は、その養育するこどもに対して責任があります。

- 2 保護者は、こどもに関心を持って接し、心身ともにすこやかな育ちを支援します。
- 3 保護者は、こどもの生活の場が、安心して眠り、食べることができ、かつ、心のよりどころとなる居場所になるよう努めます。
- 4 保護者は、必要な支援を受けることができます。

(こどもの保育、教育、療育に関わる大人の役割)

第10条 こどもの保育、教育、療育に関わる大人は特に、その行動がこどもの人格形成に影響をあたえることを自覚して、こどもに関わります。

- 2 こどもの保育、教育、療育に関わる大人は、こどもの心に目を向け、こどもが自由に感じ、考え、学ぶことを保障し、一人一人に応じて支援します。

(こどもに関わる地域団体の役割)

第11条 こどもに関わる地域団体（以下「地域団体」といいます。）は、多様な体験や交流の機会の提供に努めます。

- 2 地域団体は、地域の子育て家庭に寄り添い、支えることに努めます。

第4章 こどもにやさしい環境づくり

(施策の推進)

第12条 市は、こどもの持つ権利を保障するために、必要な施策に取り組みます。

- 2 市は、こどもが権利の主体として尊重されることを認識し、こどもが意見や考えや思いを表明することができ、かつ、その意見や考えや思いがまちづくりに反映されるよう、必要な環境を整えます。

- 3 市は、こどもに関わる大人と地域団体を支援します。

(日常の環境)

第13条 市民と市は、こどもの命を守ることができ、かつ、こどものすこやかな成

長に配慮した環境を整えます。

2 市民と市は、こどもが主体的に行動し、成長することができるよう支援します。

3 市民と市は、こどもに関わる大人が安心して子育てできる社会づくりに取り組みます。

(居場所づくり)

第14条 市民と市は、こどもが学校と家庭以外にも居心地の良い居場所を築くことを支援します。

(情報共有)

第15条 市は、こどもの成長と生活に関わる情報を集約し、必要とする人に届けられるよう広報周知に努めます。

2 市民と市は、こどもが自ら情報を集め、選択し、判断する力を身につけられるよう関わります。

(参加の機会の保障)

第16条 市民と市は、こどもが自身に関することについて意見や考えや思いを表明する機会と多様な社会的活動に参加する機会の確保に努めます。

(権利侵害への対応)

第17条 市民と市は、こどもへのいじめ、体罰、虐待等の権利侵害を見逃ごしません。

2 市は、こどもへの権利侵害が起こったときに、こどもとこどもに関わる大人を速やかに支援し、心の回復に努めます。

(普及啓発)

第18条 市は、この条例について広報し、学習の機会を提供することで、継続した市民意識の醸成に取り組みます。

第5章 権利の救済と推進

(相談と救済)

第19条 市は、こどもとこどもに関わる大人がこどものことで不安や悩みを持ったときに相談でき、救済される体制を整えます。

2 市と関係団体は、相談の内容に応じて必要な連携を取り、状況の改善に努めます。

(こどもの権利委員会の設置)

第20条 市は、この条例による施策の実施状況を検証し、こどもの権利が保障されるよう、南砺市こどもの権利委員会（以下、「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会は、この条例の趣旨の実現に向けた協議と検証を定期的に行います。

- 3 委員会の委員は、15人以内とします。
- 4 委員は、人権、保健医療、福祉、教育等のこどもの権利に関わる分野において学識のある者や市民の中から市長が委嘱します。
- 5 委員の任期は、3年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残りの任期の期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織と運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(委員会の職務)

第21条 委員会は、市長の諮問を受けて、または委員会の判断で、こどもの権利に関する施策や計画についての調査や審議を行います。

- 2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

(答申や提言とその尊重)

第22条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他の執行機関に報告し、答申し、提言します。

- 2 市長その他の執行機関は、委員会からの報告や答申や提言があったときは、これを尊重し、必要な措置をとります。

第6章 雑則

(委任)

第23条 この条例で定めるもの以外に必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行します。



南砺市子どもの権利条例づくりに関する
提言書

令和4年9月

南砺市子どもの権利条例策定委員会

提 言

すべての子どもの基本的人権を保障するため、国際連合は1989年に「子どもの権利条約」を採択し、日本政府も1994年にこれを批准しました。条約では、子どもがひとりの「個人」として持つ権利を認めるとともに、成長発達段階にある子どもだからこそ必要な保護や配慮についても、特別に保障しています。

しかし、現代の日本社会をみると、児童虐待、いじめ、不登校、貧困等、子どもを取り巻く問題が年々深刻化しており、南砺市も例外ではありません。

子どもの権利侵害を防ぐには、子どもたち一人ひとりが自分の持つ権利を学び、大人も、子どもの権利について理解を深める必要があります。

また、子どもも大人もともに幸せに暮らすことができるよう、社会全体で、子どもの育ちと子育てを支える環境を整えることが求められています。

そこで、「子どもが育ちたい、子どもにやさしい南砺市となるための条例素案」の作成について、南砺市長から委嘱を受け、2021年7月に「南砺市子どもの権利条例策定委員会」が設置されました。

本委員会の下にはワーキンググループ3部会を置き、計18回にわたり、子どもの権利条約についての学習会や、条例に盛り込む文言・内容についての検討を積み重ねました。そして、計5回の策定委員会では、各部会から上がってきた詳細な意見を基に、丁寧かつ慎重に議論を進めるよう努めてきました。

すべての子どもが、一人の人間として尊重されるとともに、誰一人取り残されることなく、心豊かに成長できる南砺市を目指して、子どもの持つ権利を保障するための総合的な取組の展開と、さらなる強化・拡充を求め、ここに南砺市子どもの権利条例素案を提言いたします。

2022年9月23日

南砺市子どもの権利条例策定委員会
策定委員長 彼谷 環

南砺市こどもの権利条例素案

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 こどもと権利（第3条―第7条）

第3章 大人の役割（第8条―第11条）

第4章 南砺市の環境（第12条―第18条）

第5章 権利の救済と推進（第19条―第22条）

第6章 雑則（第23条）

附則

こどもは、生まれながらにして人格を持つ一人の人間として尊重されます。こどもは、愛され、権利を保障されることで、豊かなこども時代を過ごすことができます。こどもは、自分の心が満たされたときに、愛着や信頼を感じ、それを分かち合うことを学びます。こどもは、いかなる差別も受けることなく、自分の考えを持ち、自分の思いを表現し、生きる力を育みます。

こどもの発達と成長のためには、守り支える大人が必要です。大人は、こどもが安心できる環境と、様々な経験が出来る機会を作り支援します。大人は、こどもの思いを尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもに対して一方的な考えを押し付けることなく、寄り添います。

わたしたちは、こどもも大人も一人の人間として尊重され、すべてのこどもが自由と平和、人とのつながり、幸せを感じながら、すこやかに成長できる環境づくりを推進します。こどもにとってやさしい社会は、大人にとってもやさしい社会です。

わたしたちは、社会全体で連携を取りながら、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、こどもの心身の発達と幸福感の増進を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利条約とこども基本法に基づき、こどもの持つ権利を保障するための総合的な施策を推進することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいいます。

2 この条例において「こどもの最善の利益」とは、どのような場面でもこどもの意見を踏まえ、こどもの幸せを第一に考えることをいいます。

第2章 こどもと権利

(こどもが持つ権利)

第3条 こどもは、生まれながらに次条から第7条までに掲げる権利を持ちます。

(生きること)

第4条 こどもは、命を守られ、心と体を大切にされます。

2 こどもは、日常の衣食住を保障され、安心して暮らすことができます。

3 こどもは、国籍、言語、宗教、出身、性別、障がい、個性、財産その他置かれている状況によるいかなる差別や不利益も受けません。

(育つこと)

第5条 こどもは、持って生まれた力を発揮し、自分らしく成長し、家族や友達と心身ともに楽しくすこやかに生活をすることができます。

2 こどもは、一人一人の人格を尊重され、こどもであることを理由に否定されることなく、自分の思いを自由に表すことができます。

3 こどもは、興味関心を広げ、教育を受け、学び、遊んだり休んだりしながら育つことができます。

4 こどもは、必要に応じて医療や療育を受け、困ったときには相談し、安心して成長することができます。

(守られること)

第6条 こどもは、暴力を受けたり大切なものを奪われたりせず、有害なことから守られます。

2 こどもは、心と体が傷つけられないよう守られます。

3 こどもは、困りごとや悩みごとがある時に、個人情報や秘密を守られ、一方的な意見の押し付けや決めつけのない、適切な相談を受けることができます。

(参加すること)

第7条 こどもは、自分に関係のあるすべてについて、自由に意見を言うことができます。

2 こどもは、適切な情報や考えを知ることができます。

3 こどもは、仲間をつくることができます。

4 こどもは、多様な社会的活動に参加することができます。

第3章 大人の役割

(大人の役割)

第8条 大人は、子どもを一人の人間として尊重し、その考えや思いを受け止め、話を聞き、共に考え、関わり続けます。

2 大人は、子どもが可能性を伸ばし、心身ともにすこやかに育つため、子どもの最善の利益を図ります。

(保護者の役割)

第9条 保護者は、その養育する子どもに対して責任と義務があります。

2 保護者は、子どもに関心を持って接し、心身ともにすこやかな育ちを支援します。

3 保護者は、子どもの生活の場が、安心して眠り、食べることができ、かつ、心よりどころとなる居場所になるよう努めます。

4 保護者は、必要な支援を受けることができます。

(子どもの保育、教育、療育に関わる大人の役割)

第10条 子どもの保育、教育、療育に関わる大人は、その行動が子どもの人格形成に影響をあたえることを自覚して、子どもに関わります。

2 子どもの保育、教育、療育に関わる大人は、子どもの心に目を向け、子どもが自由に感じ、考え、学ぶことを保障し、一人一人に応じて支援します。

(子どもに関わる地域団体の役割)

第11条 子どもに関わる地域団体（以下「地域団体」といいます。）は、多様な体験や交流の機会の提供に努めます。

2 地域団体は、地域の子育て家庭に寄り添い、支えることに努めます。

第4章 南砺市の環境

(施策の推進)

第12条 市は、子どもの持つ権利を保障するために、必要な施策に取り組みます。

2 市は、子どもが権利の主体として尊重されることを認識し、子どもが意見や考え又は思いを表明することができ、かつ、その意見や考え又は思いがまちづくりに反映されるよう、必要な環境を整えます。

3 市は、子どもに関わる大人と地域団体を支援します。

(日常の環境)

第13条 市民と市は、子どもの命を守ることができ、かつ、子どものすこやかな成長に配慮した環境を整えます。

2 市民と市は、子どもが主体的に行動し、成長することができるよう支援します。

3 市民と市は、子どもに関わる大人が安心して子育てできる社会づくりに取り組み

ます。

(居場所づくり)

第14条 市民と市は、こども一人一人が学校と家庭以外にも居心地の良い居場所を築くことを支援します。

(情報共有)

第15条 市は、こどもの成長と生活に関わる情報を集約し、必要とする人に届けられるよう広報周知活動に努めます。

2 市民と市は、こどもが自ら情報を集め、選択し、又は判断する力を身につけられるよう関わります。

(参加の機会の保障)

第16条 市民と市は、こどもが自身に関することについて意見を表明する機会と多様な社会的活動に参加する機会の確保に努めます。

(人権侵害への対応)

第17条 市民と市は、こどもへのいじめ、体罰、虐待等の人権侵害を見逃ごしません。

2 市は、こどもへの人権侵害が起こったときに、こどもとこどもに関わる大人を速やかに支援し、心の回復に努めます。

(普及啓発)

第18条 市は、この条例について広報し、学習の機会を提供することで、継続した市民意識の醸成に取り組みます。

第5章 権利の救済と推進

(相談と救済)

第19条 市は、こどもとこどもに関わる大人が不安や悩みを持ったときに相談でき、救済される体制を整えます。

2 市と関係団体は、相談の内容に応じて必要な連携を取り、状況の改善に努めます。

(こどもの権利委員会の設置)

第20条 市は、この条例による施策の実施状況を検証し、こどもの権利が保障されるよう、南砺市こどもの権利委員会（以下、「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会は、この条例の趣旨の実現に向けた協議及び検証を定期的に行います。

3 委員会の委員は、15人以内とします。

4 委員は、人権、保健医療、福祉、教育等のこどもの権利に関わる分野において学識のある者や市民の中から市長が委嘱します。

- 5 委員の任期は、3年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残りの任期の期間とします。ただし、再任を妨げるものではありません。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(委員会の職務)

第21条 委員会は、市長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、こどもの権利に関する施策や計画についての調査や審議を行います。

- 2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じてこどもをはじめ、市民から意見を求めることができます。

(答申及び提言並びにその尊重)

第22条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、答申し、及び提言します。

- 2 市長その他の執行機関は、委員会からの報告や答申及び提言があったときは、これを尊重し、必要な措置をとります。

第6章 雑則

(委任)

第23条 この条例で定めるもの以外に必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

南砺市子どもの権利条例策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	彼 谷 環	富山国際大学
	明 柴 聰 史	富山短期大学
	楠 井 悦 子	とやま子どもの権利条約ネット
関係諸団体	木 下 三 喜 子	だれでもハウス “めぐみ”
	榎 木 勝 規	成和学舎
	齊 藤 優 華	寺子クラブ・寺子こどもえん
	山 下 裕 美	アフタースクールあおむし&さなぎ
公募委員	磯 辺 文 雄	
	高 橋 佳 寿 江	
	委員 9 名	

ワーキンググループ 人づくり部会 委員名簿

区 分	氏 名	備 考
関係諸団体 (市民団体)	遠 藤 裕 子	南砺市P T A連絡協議会
	河 合 詩 織	南砺市児童クラブ連合会
	◎木 下 三 喜 子	だれでもハウス “めぐみ”
	中 山 明 美	ほっこり南砺
教職員	曲 師 政 隆	城端小学校
保育士	田 辺 博 子	福光どんぐり保育園
策定委員会公募委員	◎高 橋 佳 寿 江	
一般公募委員	田 中 百 合 子	
	吉 川 光 太 郎	
	渡 邊 美 和 子	
	委員10名	

◎策定委員会委員

ワーキンググループ 環境づくり部会 委員名簿

区 分	氏 名	備 考
関係諸団体 (市民団体)	◎ 齊 藤 優 華	寺子クラブ・寺子こどもえん
	前 田 啓 子	にほんご広場なんと
教職員	河 原 秀 樹	井波中学校
	犀 川 敏 朗	福光南部小学校
保育士	谷 戸 仁 美	城端さくら保育園
策定委員会公募委員	◎ 磯 辺 文 雄	
一般公募委員	◎ 榎 木 勝 規	
	清 部 一 夫	
	大 河 原 晴 子	
	委員 9 名	

◎策定委員会委員

ワーキンググループ 子ども部会 委員名簿

区 分	所 属	氏 名	備 考
小学校	城端小学校	川 田 充 基	4年
	城端小学校	中 藪 唯 翔	4年
	城端小学校	野 村 龍 人	4年
	城端小学校	村 田 壺 清	4年
	福野小学校	石 黒 玲 依	5年
	福光中部小学校	笠 田 祥 平	5年
	福光中部小学校	佐 波 蓮 太	5年
	福光中部小学校	出 村 凛	5年
	城端小学校	中 藪 聖 也	6年
	城端小学校	横 山 空 奏	6年
	福光南部小学校	中 川 稜 太	6年
	福光東部小学校	木 下 聖 唯 奈	6年
	福光東部小学校	永 松 虎 汰 郎	6年
	南砺つばき学舎	吉 井 銀 士 郎	6年
	砺波南部小学校	山 下 瑞 葵	6年
中学校	南砺つばき学舎	前 川 奈 緒	7年
	井波中学校	瀧 田 朔 杜	2年
	井波中学校	山 岸 吏 玖	2年
	福光中学校	石 山 レチーシャ	3年
	福光中学校	五 天 結 子	3年
高等学校	南砺福野高等学校	清 都 伶 奈	2年
	南砺福野高等学校	嵯 峨 楓 菜	2年
	南砺福野高等学校	久 保 音 乃	3年
学識経験者	富山短期大学	◎明 柴 聰 史	
一般公募委員	アフタースクール あおむし&さなぎ	◎山 下 裕 美	
		委員25名	

※所属・学年は令和3年7月時点

◎策定委員会委員

※富山短期大学生13人 子ども部会サポーター参加

条例素案検討の過程

令和3年 7月 3日	南砺市子どもの権利条例策定委員会設置
令和3年 7月 3日	第1回南砺市子どもの権利条例策定委員会
令和3年 7月 3日	第1回ワーキンググループ子ども部会
	第1回ワーキンググループ人づくり部会
	第1回ワーキンググループ環境づくり部会
令和3年 8月 1日	第2回ワーキンググループ人づくり部会
	第2回ワーキンググループ環境づくり部会
令和3年 8月 8日	第2回ワーキンググループ子ども部会
令和3年 9月26日	第3回ワーキンググループ子ども部会
令和3年11月 6日	第3回ワーキンググループ人づくり部会
	第3回ワーキンググループ環境づくり部会
令和4年12月18日	第4回ワーキンググループ人づくり部会
	第4回ワーキンググループ環境づくり部会
令和4年12月19日	第4回ワーキンググループ子ども部会
令和3年12月26日	第2回南砺市子どもの権利条例策定委員会
令和4年 4月 2日	第5回ワーキンググループ人づくり部会
	第5回ワーキンググループ環境づくり部会
令和4年 4月16日	第5回ワーキンググループ子ども部会
令和4年 7月 9日	第6回ワーキンググループ子ども部会
	第6回ワーキンググループ人づくり部会
	第6回ワーキンググループ環境づくり部会
令和4年 5月21日	第3回南砺市子どもの権利条例策定委員会
令和4年 7月30日	第4回南砺市子どもの権利条例策定委員会
令和4年 9月22日	第5回南砺市子どもの権利条例策定委員会
令和4年 9月23日	子どもの権利条例づくりに関する提言書を市長に提出



令和4年10月18日

南砺市長 田中 幹夫 様

南砺市こどもの権利条例素案検証委員会
委員長 森 透

南砺市こどもの権利条例素案検証結果報告書

1. 検証の目的

令和4年9月23日(金)に南砺市子どもの権利条例策定委員会から提出された「南砺市こどもの権利条例素案」の内容について、公共の福祉に照らし、社会通念上の問題が無いか、公正公平かつ中立的な立場から検証するもの。

2. 検証の方法

南砺市こどもの権利条例素案について、南砺市子どもの権利条例策定委員会議事録等の策定過程に係る資料を確認し、次の2つの視点から検証を行った。

- ① 国際条約である児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の理念に即したものであるか
- ② 特定の思想に偏っていないか

3. 南砺市こどもの権利条例素案検証委員名簿

※敬称略

役職	氏名(所属等)	区分
委員長	森 透 (福井大学名誉教授)	学識経験者
副委員長	得能 金市 (全国民生委員児童委員連合会会長) (南砺市民生委員児童委員協議会会長)	学識経験者
委員	林 衛 (弁護士)	学識経験者
委員	石動 仁 (富山県高岡児童相談所所長)	関係行政機関

アドバイザー：荒牧 重人 (山梨学院大学教授)

4. 検証の過程

【第1回 検証委員会（書面開催）】

日 時 令和4年10月4日(火)

内 容 (1) 開催趣旨（説明）
(2) 南砺市こどもの権利条例素案内容について（説明）

【第2回 検証委員会（書面開催）】

日 時 令和4年10月7日（金）

内 容 (1) 南砺市こどもの権利条例素案に係る意見について

【第3回 検証委員会】

日 時 令和4年10月17日（月）午後3時～3時50分

会 場 南砺市役所4階401会議室

内 容 (1) 南砺市こどもの権利条例素案についての検証
(2) 南砺市こどもの権利条例素案検証結果について

5. 検証の結果

南砺市こどもの権利条例素案について

- ① 国際条約である児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の理念に即したものである
 - ② 特定の思想に偏っていない
- 全会一致で以上の結論に達したことを報告する。

令和4年度 教育委員会 12月補正予算要求概要

■教育総務 課

予 算 費 目	補正予算要求内容（千円）	補正額 （千円）	摘 要
教育施設維持費 複合教育施設維持費	○複合教育施設維持管理費（燃料費・電気料） 燃料単価および電気料金の上昇により、不足する見込分について、計上するもの。	1,401	1,401
小学校管理費	○小学校施設維持管理費（電気料） 電気料金の上昇により、不足する見込分について、計上するもの。	20,865	21,095
	○消防設備不良個所修繕料 消防設備点検業務委託に基づき実施した総合点検において、不良個所の報告があった分について修繕するもの。	230	
小学校振興費	○通学補助事業（市営バス定期乗車券代） 市営バス通学定期乗車券の交付人数が、見込より増加したことによる不足分について、計上するもの。	159	1,483
	○各種大会参加負担金 小学校クラブ活動の全国大会等への参加が想定よりも多かったことから、今後予定されている大会の負担金予算が不足する分について、計上するもの。	1,324	
スクールバス運行費	○スクールバス維持管理費（燃料費） 燃料費単価の上昇により、不足する費用を計上するもの。	1,885	1,885
中学校管理費	○中学校施設維持管理費（燃料費・電気料） 燃料単価および電気料金の上昇により、不足する見込分について、計上するもの	13,491	13,830
	○消防設備不良個所修繕料 消防設備点検業務委託に基づき実施した総合点検において、不良個所の報告があった分について修繕するもの。	339	

中学校給食費	○中学校給食事業維持管理費（燃料費） 燃料単価の上昇により、不足する見込分について、計上するもの。	447	447	
中学校教育振興費	○スキー教室講師謝礼 講師謝礼の支出を報償費に統一するため、行事参加補助金として補助金で予算計上していた分について費目の組替を行うもの。	216	7,193	
	○各種大会参加負担金 中学校部活動の全国大会等への参加が想定よりも多かったことから、今後予定されている大会の補助金予算が不足する分について、計上するもの。	6,687		
	○各種大会参加補助金 中学生の全国大会等への参加（中学校部活動としての参加以外）が想定よりも多かったことから、今後予定されている大会の補助金予算が不足する分について、計上するもの。	290		
（教育総務課 課） 計			47,334	

令和4年度 教育委員会 12月補正予算要求概要

■ 生涯学習スポーツ課

予 算 費 目	補正予算要求内容（千円）	補正額 （千円）	摘 要
社会体育館 管 理 費	○利賀中村体育館電気料 電気料の値上がりに加え、おもな 使用者である劇団SCOTが年末以 降に稽古及び公演を行うことで当初 よりも増えることが見込まれるた め。 500	500	
プール管理費	○福光プールエネルギー棟2次側ラ インポンプ修繕工事 漏水が確認されているための修繕 554	554	
（ 生涯学習スポーツ課） 計		1,054	

令和4年度 教育委員会 12月補正予算要求概要

■こども課

予 算 費 目	補正予算要求内容（千円）	補正額 (千円)	摘 要
児童育成費	入学・卒業祝い金等上乗せ支給 6,619 令和3年度母子家庭等対策総合支援 事業費国庫補助金返還金 800 令和3年度児童虐待・DV対策等総 合支援事業費国庫補助金返還金 104	7,523	
こども妊産婦 医療費給付費	助成対象年齢拡大対応システム改修 1,760 新受給者証交付に係るもの プリント委託システム改修 528 一括発行業務委託 932 郵送料 500	3,720	
子育て世帯へ の臨時特別給 付金給付費	令和3年度子育て世帯への臨時特別 給付金返還金 8,350	8,350	
子育て世帯 生活支援特 別給付費	令和3年度子育て世帯生活支援特別 給付金返還金 27,236	27,236	
放課後児童 クラブ費	会計年度任用職員社会保険料 294	294	
保育園費	会計年度任用職員報酬 18,565 感染防止対策物品購入 3,080 維持管理費（光熱水費等高騰分） 12,264 施設・設備修繕料 2,072 令和2年度保育対策総合支援事業費 補助金返還金 28 支弁人件費 500	36,509	
給与費重複費 (保育実施費)	支弁人件費（保育園費分） △ 500	△ 500	
私立保育園 育成費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点 支援事業補助金 1,173	1,173	
施設型給付等 支援費	保育事業委託料 4,994 施設型給付費 10,669 感染症防止対策物品購入補助金 1,500	17,163	
児童福祉施設 管理費	福野ひまわり保育園床修繕工事設計 業務委託 506	506	
（こども課） 計		101,974	

令和4年度 教育委員会 12月補正予算要求概要

■中央図書館

予算費目	補正予算要求内容（千円）	補正額 （千円）	摘要
図書館 管理運営費	電気料および燃料単価が高騰したことにより、昨年度並みの使用料では予算が不足するため補正予算要求を行うもの。 2,905	2,905	
（中央図書館） 計		2,905	

令和4年度 教育委員会 10月補正予算要求概要

■ 生涯学習スポーツ 課

予 算 費 目	補正予算要求内容（千円）	補正額 （千円）	摘 要
文化センター管理費	○井波総合文化センタートイレ洋式化等改修工事 新型コロナウイルス感染症対策として和式便所の洋式化及び手洗器水栓の自動化を行うもの	9,667	13,165
	○福野文化創造センタートイレ洋式化改修工事 新型コロナウイルス感染症対策として和式便所の洋式化を行うもの	3,498	
福祉会館周辺施設管理費	○福光福祉会館非常放送設備更新工事 点検において、消防署より改善指導を受けたため、対応するもの	4,623	4,623
社会体育館管理費	○井波社会体育館手洗器水栓自動化工事 新型コロナウイルス感染症対策として手洗器水栓の自動化を行うもの	203	4,273
	○福野体育館手洗器水栓自動化工事 新型コロナウイルス感染症対策として手洗器水栓の自動化を行うもの	4,070	
テニスコート管理費	○いなみ木彫りの里テニスコート管理棟トイレ洋式化等改修工事 新型コロナウイルス感染症対策として和式便所の洋式化及び小便器水栓の自動化を行うもの	3,080	3,080
プール管理費	○福光プールトイレ洋式化等改修工事 新型コロナウイルス感染症対策として和式便所の洋式化及び手洗器水栓の自動化を行うもの	5,154	5,154
その他の施設維持費	○たいらクロスカントリー場管理棟手洗器等水栓自動化工事 新型コロナウイルス感染症対策として手洗器水栓及び小便器水栓の自動化を行うもの	385	385
クレ射撃場運営費	○クレ射撃場管理棟手洗器等水栓自動化工事 新型コロナウイルス感染症対策として手洗器水栓及び小便器水栓の自動化を行うもの	258	258
(生涯学習スポーツ課) 計		30,938	

令和4年9月会議 個別質問答弁要旨(教育委員会関係)

【令和4年9月5日(月)】

片岸 博 議員 代表質問

4. 中学校教育について

①「特認校制度」「部活動の拠点校化」について再度の説明と周知への対応

田中市長 特認校制度については、南砺つばき学舎へ特認校制度の導入を検討した際に、全ての市立学校で導入すべきという声を受けて、2年間準備を進めてきたものです。

部活動の拠点校化については、生徒数が減少しているにもかかわらず、学校単独では部活動数を減らすことが難しく、充実した部活動ができないということから、市教育委員が市全体のバランスを考え、部活動数を減らすために制度化を図ろうとしているものです。

これらのことについて、昨年度、部活動説明会の実施に始まり、全中学校区での説明会の開催や誰でも見られる説明動画の公開、全ての市民からご意見をいただける仕組みづくりなど、多様な方法で周知を図ってきました。各中学校においても、入学説明会などで説明を行っています。また、市PTA連絡協議会が独自に実施された教育アンケートも周知の機会につながっていると考えています。

しかしながら、周知不足という声があることも事実です。入学予定者を含む全児童生徒及び保護者に対し、特認校制度の周知を図るためのリーフレットを配布します。リーフレットにはそれぞれの学校のよさを知るために、南砺全市立学校が作成した動画や各学校のホームページへリンクする二次元バーコードが記載されていますので、必要な方々に見ていただけると考えています。

部活動については、現在、競技団体とどの部をどこの中学校へ配置するかといった調整を進めており、その結果は10月に教育委員会案として公表する予定です。ただ、当初予定では一部の競技で令和5年度から先行実施するとしていましたが、市民への周知の動向や受皿となる競技団体の準備状況を見ながら、慌てず柔軟に対応していきたいと考えています。

一方で、充実した部活動を行うため、拠点校化を早急に進めてほしいという声もあります。このまま何の対応もせず成り行きに任せると、充実し

た部活動ができなくなるからです。部活動の現状を改善することは、今を生きる子供たちにとって喫緊の課題でもあります。

市教育委員会では、現在の拠点校化案が最善の策と考えています。国や県においても様々な動きがありますが、地域部活動としてスポーツ少年団やクラブチームへのサポートもその一つです。市教育委員会の案でも、拠点校化することを基本としながら、多様な活動方法についても認めることを提案しています。今後も国や県の動きを注視し、柔軟に最善の方法を模索しながら、改革を進めていきます。

山田 清志 議員 個別質問(一問一答)

4. 学校のあり方検討委員会

①2年前倒して設置する目的、役割、スケジュールについて問う

村上部長 今回、南砺市立学校のあり方検討委員会を2年前倒して設置することとしました。前回の委員会では保護者を中心とした委員構成であったため、市民や地域の意見が反映されていないのではないかというご指摘があったことから、今回は新たに地域づくり協議会の推薦を受けられた8名を含めた委員構成とすることで、地域の意見も十分にに取り込み、幅広く検討をしていただきます。

また、コロナ禍の影響からか、想定以上に市内の出生数が急激に減少していることが明らかになりました。このことを踏まえ、将来に向けた見通しをもう一度確認する必要があるとの考えに至りました。以上の2点から委員会の設置を前倒しして、検討を行うべきと判断したところです。

委員会の役割は、将来の児童生徒数の見通しを踏まえて、望ましい学校の設置や運営の在り方を検討し、市への提言を提出していただくことです。

スケジュールは、令和4年10月から令和6年3月までの2か年にわたり、前回よりも時間をかけて検討いただくことにしています。

議員のご質問の中にあつた既定の事実、それから決定事項ということにつきましては、私たちの説明が不十分であつたのか、少なからず誤解されているところが含まれているものと思っています。

今回の委員会では、前回の学校のあり方検討委員会並びに中学校部活動のあり方検討委員会からいただきました提言を起点として、取り巻く環境の変化に対応した将来の学校の在り方、あるべき姿を検討していただきたいと考えています。

5. 部活動拠点校化

- ① いまだ拠点校化が最良の施策であるか、保護者や市民の納得が得られていない。クラブチームの育成と併用を対策に加えないのか見解を求める

松本教育長 部活動の拠点校化については、現在大きな方向は示したものの、関係団体との合意がまだ全てはできていないため、具体的には示すことができません。今後、関係する競技団体や市体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等と調整できた最終案を議会に説明します。

10月に教育委員会としての拠点校化案を一度はお示しし、児童生徒、保護者にも周知していきます。並行して拠点校化の実現に向けた具体的な協議を各競技団体と継続していきます。

なお、令和5年度から拠点校化を実施できる種目から先行実施すると示していたのですが、保護者の理解や競技団体の準備状況を踏まえ、令和6年度から拠点校化の本格実施に向けた取組をスタートさせ、令和8年度からの完全実施を目指します。

同じ競技でありながら、複数のクラブやチームが各地域に点在している種目については、今後より一層少人数での活動となることが予測できます。そのため拠点校化を進め、ある程度の規模で充実した活動ができる環境づくりが必要になってきます。指導者についても高齢化が進み、若手の後継者不足なども考えると、南砺市内の各地にいる指導者が協力し合って指導する、持続可能な体制づくりが今必要になっているのです。

ただ、小学校段階のスポーツ少年団は集約化を考えていません。これまでどおり各地域で活動するため、拠点校の有無にかかわらずどの子にとっても多様な種目を体験できます。

クラブチームの育成については、スポーツ少年団に所属して活動する団体や、それ以外のクラブチームとして活動する団体についても、一定の要件を満たせば補助や助成を認めていく方針としています。拠点校がなくてもクラブチームで活動するという選択肢も用意し、受皿となる団体の意向も考慮しながら対応していきます。

部活動の地域移行を進めながら、最終的には全ての部活動がクラブチーム化、地域移行化することが望ましいと考えていますが、すぐにはできません。全ての子供に活動の機会を用意することを第一に考え、受皿となる団体の状況を考え併せると、段階的な取組として各種競技団体、文化団体

と学校が手を取り合って進める拠点校化というものを今提案したわけです。

やりたい競技に取り組める環境は、理想としては分かりますが、南砺の地域の広がりや少子化などの現状を考えると、実現するのは相当難しいと考えています。今後の児童生徒数の推移を見た上で、部活動改革は柔軟に対応すべきものと考えています。

各種団体、指導者など地域の実情に併せて、制度の仕組みは変わっていくものですが、いずれにしても最も大切にしたいのは全ての子供たちにスポーツ、文化活動ができる環境を整えること、子供から大人まで持続可能なスポーツ、文化活動、これにつながることだと考えています。

川原 忠志 議員 個別質問(一問一答)

2. 子どもの権利条例について

①今後の制定までの流れ、及び取組は。

田中市長 現在、2回の意見募集で寄せられたご意見等を踏まえ、南砺市子どもの権利条例策定委員会において素案の修正作業を行っており、協議検討は大詰めを迎えている段階です。策定委員会から市への提言書という形で素案の提出を受け、その内容を市条例案として検証した上で、パブリックコメントを実施し、最終調整を行い、早ければ12月をめどに議案として条例案を上程する予定です。

また、並行して、来年度に策定を予定しているアクションプランの骨子案についても検討してまいります。

②現在も、子どものいじめ、体罰、虐待等から子どもを守る体制づくりが整えられているが、条例制定によりさらにどのような向上が見られるのか。

村上教育部長 子どもの権利を守るための体制づくりとして、今年度4月から開設したこども家庭相談室「スマイルなんと」があります。子ども家庭総合支援拠点として、市内全ての子どもと家庭、妊婦のどんな相談にも対応し、それぞれの実情に応じた適切な支援につなげるための窓口として機能しています。

この後、こども基本法に基づく施策の展開として、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を一体化したこども家庭支援センターを令和6年4月以降に各自治体へ設置することが求められており、より一層の機能強化が図られます。

子どもの権利条例づくりの過程においては、子どもの権利を守るための包括的なネットワーク構築の重要性が指摘されています。地域や同じ目標を持ったNPO法人などの団体の力をお借りしながら、誰一人取り残さない体制づくりを目指すことが重要であり、子どもの権利を守る体制の向上・強化につながると考えています。

③市民への周知、意識向上に向けた啓発への取組は。

村上教育部長 まずは市民への周知を継続し、徹底していく必要があると考えています。具体的には、現在実施している市内の各小中学校における説明会や講演会、ワークショップなどの開催対象を、今後は保育園や地域づくり協議会などへも広げていきます。

意識向上に向けた取組については、子どもの権利について理解し、体験できるような参加型のワークショップや啓発イベントなどを開催することで、身近に感じてもらえるような機会を提供していきます。

さらに、これらの取組への参加者の声を生かしていくことで、今後の普及啓発活動や子どもの権利に係る取組の内容を改善し、よりよい活動の展開につなげていきたいと考えています。

これらの施策を改善しながら繰り返し展開していくことで、何気ない日常のやり取りの中にも子どもの権利に関わる場面があることなど、市民一人一人が自分ごととして理解し、日常の行動変容につながっていくものと考えています。

④理念条例であってはならないと考える。どのような取組が必要か。

松本教育長 子どもの権利条例は、誰一人取り残さず、全ての子どもが心豊かに成長できる、子どもも大人も共に暮らせるまちづくりの実現を目指す南砺市の基本姿勢を示す理念条例です。

しかし、制定しただけでは意味がなく、条例の趣旨の実現に向けて行動していくことが求められます。そのため足がかりとなるアクションプランの策定に、令和5年度からすぐに取りかかります。アクションプランで定める施策や様々な取組を展開し、それらの内容を協議、検証し、改善を図りながら成果を出していきます。

具体的には、次の4つの基本目標を想定しています。

1、権利の主体である子どもが自分たちに権利があることを理解し、主体性を持つこと。 2、子どもと共に生きる大人が子どもの最善の利益を考えて行動すること。 3、子どもが安心して暮らせるよう、子どもの権利が

守られる環境を整えること。4、権利侵害に対する相談・救済体制づくりを推し進めること。以上、4つの目標に向けた取組を展開していきます。

山本 勝徳 議員 個別質問(一問一答)

1. 南砺市立中学校文化部活動の地域移行等について

①令和4年3月に提出された南砺市立中学校部活動あり方検討委員会の提言について

ア生徒数の減少が進んでいるが、何故部活動改革を進めていかなければならないのか、その背景、基本的な認識を改めて問う

村上教育部長 中学校の部活動は、学習指導要領に位置づけられた学校教育の一環として行われている活動です。スポーツや芸術文化などに興味、関心のある生徒が参加し、異年齢との交流の中で生徒同士や教師などとの好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を育むなど、生徒の多様な学びの場、そして活躍の場として、教育的意義を有しています。

しかしながら、近年、少子化の影響による部員数の減少により、チーム編成が困難となり、継続した集団活動が行いにくくなる部活動が増加傾向にあることから、部活動に期待されている狙いが達成しにくい状況となっています。

さらに、部活動指導は、部活動指導員やスポーツエキスパート、外部指導者などによって専門的な技術指導が行われているものの、部活動運営の大部分は教員の献身的な勤務によって支えられており、教員への過大な負担となっているのが実情です。

これは、各学校の部活動数が多過ぎることから、教員一人一人の負担が大きいことや、勤務時間外の部活動指導が日常的に行われていることが大きな要因として考えられます。

もはや、これまでどおりの部活動運営では、生徒にとっての充実した部活動環境、教員にとっての望ましい勤務環境を維持することは困難な状況になっていることから、スポーツや文化活動などの活動機会を提供する持続可能な環境づくりが急務であると考えています。

イ「1 部活動の拠点校化」「2 部活動の地域移行の推進」「3 特認校制度の導入」等の提言を受け、どのような基本的な方針で取り組んでいくのか

村上教育部長 提言には4つの項目がありました。

1つ目の部活動の拠点校化では、多くの仲間とともに活動する充実した部活動を可能にするため、設置する部活動は、生徒数に応じた適切な数に整理していきます。その際、保護者や生徒の意向にも配慮しつつ、現在ある部活動の種類は、将来も持続可能となるよう、拠点校化して、可能な限り少なくとも1校には配置したいと思っています。また、指導者の状況を加味しながら、各種スポーツ・文化芸術団体、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどと協議し、市全体でバランスを図り設置するよう配慮します。

2つ目の部活動の地域移行の推進では、より質の高い指導を生徒に提供できるよう、学校部活動と地域や各種団体との連携を図り、地域指導者による定期・継続的な指導体制の整備や指導者の資質向上に対しての支援を市や関係団体で行います。そのために、教員の地域部活動への従事、企業などが地域部活動を応援できる制度の整備などを図り、地域指導者の確保に努めていきます。

3つ目の特認校制度の導入では、部活動の拠点校化によって生徒の各学校内での選択肢が減ることから、地域を基盤とした特色ある学校づくりの一環として、住所地の校区以外の学校に就学して希望する部活動ができる特認校制度を、来年度から全ての学校に導入します。

4つ目の国や県の動向の注視では、今年度、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言、文化部活動の地域移行に関する検討会議提言が取りまとめられ、それを受けて、全国中学校体育連盟や全国中学校文化連盟が新たに全国規模の大会に参加する基準などを変更する方向で議論が進められています。

市としても、これらの動向を注視しながら、生徒が不利益を被らないように柔軟に対応をしていきます。

②先月8月9日に、文化庁の文化部活動の地域移行に関する検討会議の提言が取りまとめられた。県教育委員会や市教育委員会では、文化部活動改革の推進に向けて、どのように受けとめ対応していこうと考えているのか

村上教育部長 8月に文化庁の文化部活動の地域移行に関する検討会議の提言が取りまとめられましたが、富山県教育委員会の方針は、まだ示されていません。南砺市教育委員会としては、運動部、文化部に関係なく、生

徒にとって持続可能な環境づくりを考えています。

現在、市内の中学校の文化部活動としては、吹奏楽や美術、家庭などがあります。その中で、吹奏楽の関係者からは、前向きに地域移行を検討したいというお話を聞いています。しかし、そのほかの部活動は、関係団体に一部働きかけをしていますが、受皿が決まっていないのが現状です。

そのため、現時点では、吹奏楽部以外の部活動に関しては、地域に移行しない、学校部活動として存続する方向で考えています。

将来的に地域移行の受皿のお話があれば、市教育委員会としても前向きに支援、応援していきたいと考えています。

③提言で学校の働き方改革を進展させ、教師が本来業務に専念できる体制にできれば生徒により良い学校教育の提供につながることを期待される。このようなことをどのように受け止め、認識しているのか

松本教育長 学校の働き方改革が進めば、教員が一層主体的、対話的、創造的に教育活動に取り組むことができ、その結果、よりよい学校教育の提供につながると考えています。そのため、中学校教員の勤務時間外の部活動指導を地域移行していくことが必要不可欠であると考えています。

令和2年度に文部科学省から学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築するという方針が示されました。それを受けて、今年度、スポーツ庁や文化庁に提出された提言において、休日の部活動の地域移行に向け、令和5年度から7年度までをめどとして、改革集中期間とする方針が示されました。

その方針に先立って、南砺市教育委員会では、令和3年度から継続して運動部活動の地域移行モデル事業を実施し、地域移行を実施するための準備を進めたりしているところです。

④ 休日の方がまとまった時間、指導者の確保、学校施設の確保といった点でも利用しやすい。ただ、平日の方が文化芸術に親しむ環境整備を進めやすい場合もある。どのような進め方が地域の実状にふさわしいのか

松本教育長 スポーツ庁及び文化庁は、令和7年度までの3年間を改革集中期間として、中学校段階の休日のみを対象にした部活動の地域移行、これを中心に進めようとしています。

しかし、南砺市での地域移行は、平日2日、休日1日実施することを基

本として考えています。大都市と異なり南砺市には、平日の受皿となるクラブがほとんどないことから、平日についてもセットで考えていく必要が子供にとって最善であると考えたからです。

これらの改革は中学校毎ではなく、市全体で総合的に、しかも小学校段階も一体的に捉えて対応していることが、南砺市の取組の特徴です。

いずれにしても、受皿となる団体や指導者がいなければ、地域移行を進めることはできません。そこで、市教育委員会の定めた平日2回、休日1回を基本としながらも、もし平日が活動しやすいのであれば、各団体の指導者が実施しやすいときに活動できるよう、柔軟に運営していただくことを考えています。

⑤ スポーツ団体を含む多様な団体が学校施設等を円滑に利用できるよう連絡調整、利用ルールの策定、スケジュールなどを検討する、「協議会」(各文化関係担当部署、地域の文化芸術団体、学校等の関係者で構成)の設置など、どのような方針で取り組んでいく考えなのか

村上教育部長 市教育委員会といたしましても、ご質問にありました協議会のようなコーディネートする組織は必要だと考えています。現在の案では、運動部活動においては、総合型地域スポーツクラブでコーディネートしていただくことを計画しています。

文化部活動においても、今後、国の動向が明確になった時点で、国の方針に沿う形で利用のルールを策定したり、施設などを円滑に利用できるよう連絡調整したり、保険加入を一括で行ったりする協議会の設置について検討していきたいと考えています。

⑥ 令和5年度から段階的に地域移行が進み地域の団体に所属する生徒が増えていくことから、全国規模の大会等について、学校単位だけでなく地域の団体等も参加できるよう、国から全国中学校文化連盟や関係団体に対し令和4年度中に結論を出すよう要請するとしている。このことを踏まえ、市ではどのような取組みをしていくのか

村上教育部長 全国規模の大会などへの参加基準については、まだ明確になっていない状況です。今後、全国中学校文化連盟や関係団体から出される結論を見定めた上で、南砺市教育委員会としての対応を決めていきます。

現在進めている拠点校化案は、学校単位での活動を中心に考えており、

どのような基準となっても各種大会への参加は可能であると考えています。

⑦ 部活動の地域移行については、指導者の確保が極めて重要であり、人材バンクを立上げ、文化芸術関係団体の協力を得ながら指導者の養成・確保を図る取組みについて、どのように考えるのか

村上教育部長 人材バンクの設置、運営は、南砺市のような人口規模の自治体において独自に取り組むことは、現状では相当困難なことであるため、市教育委員会としては、今のところ設置は考えておりません。

このことは、先ほど申し上げた運営をコーディネートする協議会の役割の一つであるとも考えられることから、今後、現在市にある各種文化芸術団体に対し、生徒の指導にご協力いただけるよう働きかけていきたいと考えています。

⑧ 令和5年度から7年度までの3年間を「文化部活動の改革集中期間」として位置づけ、いずれ国からガイドラインが示され、財政支援も行われると思われるが、「推進計画」の策定、そして重点的な取組み実施について、どのように考えるのか

田中市長 文化庁では、スポーツ庁と同様に、令和5年度から令和7年度までの3年間を文化部活動の地域移行に向けた改革集中期間として位置づけています。

市としましては、南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会の提言をいわゆる推進計画として、運動部、文化部を区別せず、部活動として一つの範疇で捉え、拠点校化、地域移行を進めているところです。

今後、国から示されるガイドラインを参考にしながら、必要があれば市からの財政援助等を行い、よりよい部活動の環境づくりをしていきたいと、このように考えています。

【令和4年9月6日(火)】

齋藤 幸江 議員 個別質問(一問一答)

1 教員の働き方改革、長時間労働対応と部活動地域移行(教育総務課)

① 南砺市の教員の残業時間の状況(元年・3年度 小・中、各月平均残業時間)

は。月 80 時間の過労死ラインを超える人数と理由は

村上部長 教員の時間外勤務時間については、公表してる令和3年度の月ごとのデータについてのみ、数値から状況をご説明します。

令和3年度においては、年間時間外勤務時間の平均は、小学校が約515時間、中学校が約758時間でした。教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの上限の目安時間である年間360時間を超えている教員の割合は、小学校で約77%、中学校で87%となっています。

令和元年度は公表しておりませんが、令和元年度から令和3年度にかけて、どの学校も月ごとに違いはありますが、10%から15%程度時間外勤務時間が減少していることを確認しています。

時間外勤務時間が多くなる理由は、小学校では、授業の準備、教材研究、保護者対応、中学校では、部活動指導、生徒指導、保護者対応などであり、管理職や教務主任の先生においては、学校の運営管理、文書作成やチェックなどに多くの時間が必要となることが主な要因です。

② 教員の残業を減らすための努力は、どんなことをしているのか問う。

村上教育部長 南砺市では、県教育委員会が進める、とやま学校働き方改革推進プランを参考にしながら、時間外勤務時間の削減に努めています。

市教育委員会の取組としては、他市と比較して多く配置しているスタディ・メイトが事務的な補助をできるようにしていること、校務支援ソフトを平成31年度より導入していること、令和2年度からのチーム担任制、時差出勤を導入していることなどがあります。

各学校における取組として、部活動時間の短縮、夏季休業や冬季休業期間を見直す、6時間目の授業のカットの期間を設ける、学校行事を見直し半日開催とする、練習などに使う時間を削減するなど、それぞれ工夫した取組を各学校が進めています。

南砺市のどの学校でも、単に時間外勤務時間を減らすことを第一に考えているのではなく、子供たちの大切な学習環境を第一に考えながら、教育活動を見直すことで、時間外勤務時間削減に向けた努力をしていただいているものと捉えています。

③ 教員の事務作業削減のためのさらなる人員配置を

村上教育部長 富山県教育委員会では、教員の業務を補助し、教員が子供と向き合う時間を確保するためにスクールサポートスタッフを配置しています。以前は、限られた学校のための配置でしたが、令和3年度からは、県内すべての小中義務教育学校に配置されています。

市教育委員会では、独自に取り組むチーム担任制を行うことで、これまで、学級担任が主に行っていた事務的な業務を、チームを組んでいる学年主任や副担任などの職員で進めていくことができるようになりました。

また、南砺市が配置しているスタディ・メイトは、導入当初は、授業における児童生徒のサポートのみを業務としていましたが、2年前から教員の事務的な業務のうち、比較的簡易なものについて補助できるように改めました。スタディ・メイトの配置は、県内の他市と比較しても南砺市の配置率が非常に高く、人員配置については、できる限り最大限の努力をしています。今後も各学校で学校教職員が協力しながら工夫を凝らすことで、対応していくよう指導をしております。

④ 中体連の方針や国のスポーツ庁の提言と部活動の地域移行の現状は

松本教育長 全国中学校体育連盟は、来年度からの全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加資格について今年6月に公表しました。

そのことから、あたかも学校だけでなく地域スポーツ団体が全て中体連の大会に参加できるように報道されていますが、参加資格等は最終的には、各県の中学校体育連盟に委ねられています。その詳細は、来年2月にまとめられる予定であり、まだ決定事項ではありません。

次に、県の地域移行の取組状況ですが、スポーツ庁では令和5年度から7年度末までの3年間を改革集中期間としており、その間に休日のみの地域移行を進めようとしています。

しかし、本市では、休日1回だけでなく、平日2回についても併せて部活動の地域移行を計画しています。また、学校ごとではなく、全市を一体的に捉え、小学校段階から大人まで、スポーツや文化芸術活動ができる、そんな持続可能な体制づくりに努めているところが本市の特徴です。

本市の地域移行については、現在進めている地域部活動推進事業を生かしながら、スポーツ庁の方針と同じように、時間外の分については、この3年間で完結する計画です。

⑤ 部活動の地域移行へ計画は、スポ少、クラブチーム等への予算付けを

村上教育部長 部活動の拠点校化を進めても、小学校段階のスポーツ少年団活動は各地域に残し、これまでどおり活動ができます。さらに中学校段階の部活動については、従来のスポーツ少年団を拡大し、中学生も活動することを選択肢に含めています。

ご提案のありました総括コーディネーターの設置は、総合型地域スポーツクラブにコーディネート役を引き受けていただき、地域ごとに各競技団体との連絡・調整をしていただけるよう協議を続けています。

また、地域部活動指導者などの謝金や保険、旅費、練習会場の使用料などについては、今後、国の制度において、どのような補助事業となっていくのか注視をしています。

市としても国の制度を最大限に活用して、指導者の負担が増えないよう、必要な予算措置を検討したいと考えています。

2 こども家庭庁、こども基本法と子ども権利条例

① こども家庭庁の設置とこども基本法(6月15日成立)が成立した。内容の認識は。権利条例との整合性は。

村上部長 令和4年6月22日に公布されたこども基本法には、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども施策を総合的に推進することを目的とすると規定されています。

これに伴い、令和5年4月1日に設置されるこども家庭庁は、「こどもまんなか社会」の実現のための強い司令塔機能を有する新しい行政組織として、「こどもの最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進、保健の向上、子育てに対する支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務を行う」とされています。

いずれにも国連の児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約の基本的な考え方が明確に盛り込まれています。

南砺市の条例素案も子どもの権利条約の理念に基づき制定する旨を明記する予定でありましたが、今回のこども基本法の成立を受け、整合性を図るため「子どもの権利条約とこども基本法に基づき、子どもの持つ権利を保障します」と追記する方向で検討を進めています。

② 子どもの権利条例の制定による具体的な施策をどう展開していくのか。

村上部長 子どもの権利条例制定後は、条例に基づく施策の展開が重要であ

ると考えています。今後、条例の規定に伴って設置する子どもの権利委員会において、子どもにとって大切な権利を保障するための具体的な取組を定めるアクションプランを策定します。大きく4つの基本目標の下、基本施策や具体的な取組内容を定める予定です。

4つの基本目標としては、1、権利の主体である子供が自分たちに権利があることを理解し、主体性をもつこと。2、子供と共に生きる大人が子供の最善の利益を考えて行動すること。3、子供が安心して暮らせるよう子供の権利が守られる環境を整えること。4、権利侵害に対する相談・救済体制づくりを推し進めることを想定しています。

あわせて、条例制定の趣旨等について、なぜ今子どもの権利保障に取り組む必要があるのか、条例の制定を経て目指す姿などについて広く広報し、条例に定める目的や、アクションプランに掲げる目標の達成に向けて、多くの市民の皆様の理解を得ながら、子どもも大人も共に幸せに暮らせる南砺市の実現に市全体で取り組んでまいります。

③ 子どものコミッショナー(代弁者)制度の設置を。

村上部長 ご指摘の子どもの権利擁護機関は、子どもの権利が守られているかを行政から独立した形で、子どもや保護者の相談に乗り、それらの代弁者として調査や提言などを行う第三者機関になります。

自分の声を直接届けることが困難な、弱い立場にある子どもたちの声を代弁し、子どもの権利を擁護する役割を担う機関の重要性や必要性については、市としても十分理解をしています。

幾つかの先進自治体による取組はありますが、全ての基礎自治体ごとに設置が必要であるのか、国や県レベルでの設置がより有効ではないかなど、まだまだ検証、検討が必要であると思っています。

今後のアクションプランを策定していく中で、まずは南砺市の実情を踏まえた体制づくりについて、協議検討していきたいと考えています。

民生文教常任委員会 質疑要旨(教育委員会関係)

【令和4年9月8日(木)】

(山村留学定住事業)

川原忠史委員 山村留学事業の利用料を補填するということについて、その内容を説明いただきたい。

氏家教育総務課長 昨年度、山村留学事業の初年度としてスターフォレスト利賀を通年利用させていただいた結果、指定管理者の利賀ふるさと財団のスターフォレスト利賀の収支が赤字になりました。事業開始に当たって、少なくとも赤字にはならないということを前提に、教育委員会との間で施設利用契約を締結しており、今回、山村留学事業を継続していくため、赤字分を補填するものとしたものです。

昨年度の利賀ふるさと財団のスターフォレスト利賀に関する収入 463 万 5,852 円に対して、支出は 640 万 7,333 円であったということで、差引き 177 万 1,480 円を補填する予算を計上させていただいています。

原因としては、収入において、コロナ禍により短期留学、週末の自然体験留学の事業を大幅に縮小せざるを得なかったこと、また、長期留学生 1 名が途中で退寮したこと、そして長期留学生の保護者がコロナ禍で行事に参加できず、宿泊ができなかったということで、使用料、利用料収入が大幅に減ったということが挙げられます。

加えて、支出においても、事業の開始初年度であったということで、想定していなかった施設管理上の支出があったということも挙げられます。

川原忠史委員 その収入減という考え方は、これだけの期間の予約がキャンセルされたという見方で、その分、教育委員会として支出するという考え方になるのか、収入も減って、人件費の、それだけの人がおらなければならなかったという、この人件費の差も 50 万ほどありますけれども、その辺、何か調整することができなかつたのかどうか伺いたいと思います。

氏家教育総務課長 これは予約をしていたということではなく、教育総務課としてこの程度の年間の宿泊者数があれば、収入として 620 万円程度があり、それに関しての支出もこの程度であろうということで見込んでいた結果です。

昨年度末になって、今年度赤字になりそうだというような連絡がありました。その時点では金額の積算ができておらず、対応できなかったということで、7月の決算を待って精算をすることにしたというものです。

川原忠史委員 前年度分の収支で、マイナスになれば支払いしていくということですが、令和4年についてもコロナが発生していますので、宿泊は減ったと思うのですが、山村留学を続けていく中で、運営費が届かなければその分補填するという考え方なのか伺います。

氏家教育総務課長 今年度については、昨年度より長期の留学生が3名増えています。また、保護者も多く行事に参加していただき、スターフォレスト利賀に宿泊をしていただいています。また、短期留学、週末自然体験事業についても、今のところは計画どおり進んでいます。

赤字になればということについて、もしそういうことがあれば年度内に処理して、翌年度に持ち越ししないよう、関係課と協議をしているところです。

川原忠史委員 ちなみに、スターフォレストには、山村留学の利用者のほかに、個人利用者の宿泊者はおられるのでしょうか。

氏家教育総務課長 事業開始前は、そのような使い方も想定していたわけですが、実際に開始したところ、なかなか難しいというところで、SCOTの関係者で、宿泊された方はおられましたが、少ないと聞いています。

川原忠史委員 極端な言い方をすれば、今の山村留学の方の利用者しかないということです。ふるさと財団の経営が厳しいという情報は入ってきています。こういう面で少しでもプラスになるくらいの料金になればいいのかと思いますけれども、教育的な利用ということで、宿泊料金もある程度抑えてあるのかと思います。そういうことも考えながら、山村留学が運営継続できるように行っていただきたいと思います。

氏家教育総務課長 長期山村留学を継続していくためには、留学センターとなるスターフォレスト利賀の利用が前提になってきます。市と指定管理者、そして事業受託者などが連携しながら、持続可能な山村留学に努め、学校教育の充実、そして地域の活性化に寄与していきたいと思えます。

(学びのアシスト推進事業)

赤池伸彦委員 学びのアシスト推進事業タクシー借上料、これは、大学生が最寄り駅から活動場所の小学校までの片道分と書いてあるのですが、片道分の根拠は何かありますか。

氏家教育総務課長 この事業につきましては、大学生が各小学校においてアシスト事業として教育活動のアシストをするものですが、朝の学校の活動時間に間に合わせるために、学校への行きのみタクシーの借り上げ料を想定しているものです。

赤池伸彦委員 なぜ片道分だけで、帰りの分とかはないのですかという話です。

氏家教育総務課長 学生は富山大学の学生です。早朝の公共交通機関を使って南砺市に来ていただくということになりますので、朝の活動時間に間に合わせるために、行きについてのみタクシーを利用していただくということで、計上させていただいているものです。

赤池伸彦委員 富山市から例えば福光の駅まで来る交通費は自腹ですか。

氏家教育総務課長 公共交通機関を使った移動に関する経費につきましては、県が負担します。

赤池伸彦委員 分かりました。学生さんもいろんな方がおられることも考えると、来るときの分だけじゃなくて、帰りの分も何か見てあげられないのかなと思いました。30万ぐらいなので、その倍の60万ぐらい何とかならないかと思ったので聞きました。

(城端東部体育館照明設備修繕工事、旅川体育館照明整備修繕工事)

川原忠史委員 修繕工事の試算の中身、積算の中身、照明灯、仮設、取替え経費がそれぞれ幾らで試算をされているのか伺いたいと思います。

鵜野教育部次長 城端東部体育館の工事費は104万7,000円です。その内仮設足場については、ローリング足場ということで20万円程度、80万円程度で照明器具とその取替え費用になります。

続きまして、旅川体育館の工事費は201万9,000円です。その内仮設足場については、城端とほぼ一緒で20万円程度でして、引きますと180万程度、今回7基の照明器具ですから、180万が照明器具の器材と取替え費用になります。

川原忠史委員 城端東部体育館の照明灯について、全部で何灯ついておって、

以前から何基の取替えがあったとか、取り替えんと建設当時からずっと残っている灯具がおるかいなか、LEDになっていないものがあるのかどうかというようなことを、分かれば教えていただきたいと思います。

鵜野教育部次長 城端東部体育館につきましては、全部で18基、1基2灯セットのものですけれども、今回4基取替えということで、残り14基、28灯、残っております。

川原忠史委員 将来的には、どのような考えで灯具を替えていかれるか伺いたいと思います。

鵜野教育部次長 公共施設再編のほうでも、一応長期という考え方ですので、今、各施設の個別計画を立てた中で、またいろんな担当部署と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

(学校ホームページサーバ設定等業務委託料)

川口正城副委員長 学校ホームページサーバ設定等業務委託料、今これが補正で上がってくる緊急性についてお尋ねしたいと思います。

氏家教育総務課長 富山県が管理しているホームページシステムのサーバが、今年度末で更新されるということが、昨年度末にアナウンスされましたので、今年度中にサーバを新たに整備しなければならないということで、今回、市単独での構築を計上させていただいています。

川口正城副委員長 県のサーバ更新ということでして、この補正までの間にどんなことを検討されたのかお聞きしたいと思います。

氏家教育総務課長 市独自でサーバを更新した場合と比較して、県のほうが導入費用、保守費用ともに高いということ、そして県のサーバはホームページ容量の上限が10ギガであり、既に南砺市では8ギガ程度使っている学校もあると聞いていますので、それを超える容量であっても十分対応できるということなどもあり、市独自のサーバを設置させていただきたいというものです。

川口正城副委員長 県が更新するというものですから、今までの考え方だと、それに乗っていけばと思うのですが、何か南砺市における特殊な事情があったものなのか、何か理由みたいなものがあったのでしょうか。あと、県と切り離してしまうと、共通して利用しているとか、何か利便性が損なわれるような気もするのですが、そういうことはないのか、その2つをお尋ねします。

氏家教育総務課長 県が更新するサーバについては、全市町村が参加する共同調達検討会議を県が主催し、その中で参加をするかしないかを各市町村がそれぞれ検討して、南砺市は参加しないということになったものです。参加する市町村は、4市町村と聞いています。

利便性につきまして、特に使い勝手は、県を利用する場合も市が更新するものを利用する場合も全く変わりませんので、その点については、心配はしていません。

川口正城副委員長 これが稼働するのは来年度からということですので、しっかりと学校等へ周知しながら、使い勝手のいいものでやっていただきたいと思います。

氏家教育総務課長 ホームページにつきましては、今や学校の情報の発信源として欠かせないツールとなっていますので、また安定したサーバの更新に努めまして、適切に運用していきたいと思います。

(市営横町駐車場用地測量業務委託料、舗装打替え工事)

川原忠史委員 どのような契約で今の駐車場を借地されていたのか、流れをちょっと教えていただきたいと思います。

鵜野教育部次長 契約については、一般的賃貸借契約です。今回、契約書の中では、解約時の土地の状況の記載がございまして、両者協議の上、あくまで原状復帰という元の状態に戻す観点で、一応算定のほうをさせていただいております。

川原忠史委員 元に戻すところの契約の中身が書いていなくて、原状復帰するということでしたということですが、その中で、試算的には舗装のほうの方が安いよという、それで返したほうが安いよということであれば、そういう現状復帰という考え方もありかなというふうに思うんですが、その辺を比較検討をするべきではないかなというふうに思うんですが伺います。

鵜野教育部次長 今回の場合は、あくまで所有者さんとの協議の中での向こうとの申出というか意向もございまして、今回の現状復帰に至っておるといことです。

川原忠史委員 将来、返した後へリオスとしてイベントをやったときに、一時借りとかそういう使い方はさせてもらえるようになるのか、本当にあの駐車場、結構離れたところまで車を置きに行きますので、そういうことの融通性も鑑みて、やはり原状に戻す、契約、原状に戻すというのが基本で

す。だから、上に上げるという原状に復旧ですから、それにプラスしてよくする必要はないということであるので、その辺、利用させてもらえる考え方であるか伺いたいと思います。

鵜野教育部次長 所有者さんの意向としては、将来的には有料駐車場等で活用したいという意向は持っておいでです。ですから、そういうこともできますし、その駐車場以外にも、若干遠いという話もございましたけれども、ある程度駐車場のほうは確保できますので、それで駐車場については、ヘリオスの指定管理者さん等と調整しながら進めてまいっておる次第でございます。

川原忠史委員 大きなイベントのとき、近いところに駐車場ということが、一番利用者にとってはありがたいということでもありますので、返すということでもありますが、大きなイベントのとき貸していただけるような形で、原状復旧するんだよ、また利用させていただくことも含めて、所有者との調整をお願いしたいと思います。

あと、測量費は、境界の復元ということで、区画整理されていることで、データの的にも出て復元するだけということで、必要最小限のお金かなというふうに思っていますが、そういう考えでよろしいか、併せてそれも伺います。

鵜野教育部次長 測量費については、境界をはっきりするという最低限の経費で行っております。

村上教育部長 少し追加で説明をさせていただきます。所有者の方、2人いらっしゃるんですが、いずれも農地への原形復旧ではなく、駐車場としてこの後もご自分で利用したいという意向をお持ちです。

農地に復旧するよりも、今、駐車場として整備したほうが、費用的にも少し安くなるというふうに捉えておりますし、イベントのときの、貸していただけるかというようなことについては、今のところそこまでの話をしておりません。周りの公共駐車場などの駐車可能台数は捉えておりますけれども、議員のご提案にあったように、今後、可能であれば、そういう一時的な借受けということについても、話をする機会を設けたいと思っております。

民生文教常任委員会 市政一般 質疑要旨(教育委員会関係)

(中学校部活動拠点校化)

榑 祐人委員 代表質問での答弁では、市の教育委員会としては、現在、拠点校化案が最善の策と考えているという答弁でした。もし最善の策であれば、ここまで保護者の方々が抵抗感を覚えるというのは、どうなのかと思っています。やはり拠点校化が最善の策なのでしょうか。

氏家教育総務課長 拠点校化につきましては、数年前から議論を重ねてきて、保護者の方々、指導者の方々のご意見を聞きながら、様々な修正を加えてきて今に至っているというものです。ベストな案とは言えないかもしれませんが、よりベターな案を目指して修正を重ねてきた結果、現在の拠点校化案は教育委員会としては最善の案だと考えています。

榑 祐人委員 一般質問などで、令和5年度からの拠点校化の一部実施は、見送るという答弁もありましたが、市民の皆さんの理解を得られてから進めるのが、一番いい方策だと思っています。

令和6年から始められるのかどうか分かりませんが、しっかりと説明をしていただきたいと思いますし、現在コロナの影響で、1年間に産まれる子供の数というのは、200人を切ろうとしています。この先150人を割るような子供の数になってくると、あちこちに中学校が点在するというのが、本当に子供たちの教育環境として本当に望ましい姿なのか、そういったことを問い直していただきたいと思います。150人だったら、やはり中学校は一つでもいいような状況だと私は思います。それが何年からなのかというのは分かりませんが、今コロナ禍の状況になって、本当にそれがいい状況なのかということを、もう一度問い直すべき時期なのかなというふうに思っています。

これに対する明らかな答弁というのは、なかなか難しいと思いますけれども、今後やはり市民の皆さんとか、いろいろな方々の意見を聞きながら、軌道修正すべきものはしっかりとしていただきたいと思います。

氏家教育総務課長 今、言われた件につきましては、この秋にまた開始します学校の在り方検討委員会において、様々なご意見を頂戴しながら、また議論を重ねていきたいと思っています。

(通園バスの状況について)

齋藤幸江委員 幼稚園バスの置き去りの事故が発生したという件について、南砺市の通園バスの状況がどうなっているのか。まず、そういったことでの改めての点検、注意喚起、そういったことの実施についてお聞きしたいと思います。

溝口こども課長 市内の保育園において送迎バスを運行しているのは、現在、城端さくら保育園、平みどり保育園、上平保育園になります。

城端さくら保育園では園で所有するバスで送迎を行っており、運転手のほか添乗員が同乗しています。その日の乗車するお子さんの名簿等で、乗車、下車を確認しています。園に着いて下車するときには、最初に添乗員がバスの後方のほうから順に子どもが残っていないか、忘れ物がないかを含めて点検をし、さらに運転手も同様の点検をして、ダブルチェックを行っています。

平みどり保育園のほうでは、スクールバスを利用して登園するお子さんがいらっしゃいます。こちらにも添乗員が乗車しています。そして、高低差があるところに園舎がございますので、国道沿いのバス停があるところまで保育士が迎えに出て、引き渡しを行っています。そのときも名簿等で確認をし、そして添乗する職員との声かけによる確認も行いながらチェックをしています。

上平保育園は、乗用車タイプの公用車で、現在一人の園児が利用しており、これは間違いなく確認がなされている状況です。

改めての点検ということですが、今回の事例と同じような事例が昨年の7月にも福岡県で起こっており、その際にも改めての業務の再点検を行っていますが、もう一度、安全対策の体制に隙間がないか、それから職員のほうでの僅かな気持ちの緩みといったものがないか、再点検するように指示をしたところではあります。

決算特別委員会 民生文教常任委員会所管部分 質疑要旨(教育委員会関係)

【令和4年9月26日(月)】

(子どもの権利条例)

齋藤幸江委員 子どもの権利条例策定委員会とワーキンググループの委員報酬に関連して、委員選定に係る方針の考えについてお尋ねします。

溝口こども課長 策定委員会は、学識経験者3名、関係諸団体4名、公募委員が2名、計9名で構成されています。

学識経験者の富山国際大学の彼谷環教授は、県内では数少ない憲法学を専攻しておられ、かつ子どもの権利に係る研究もされているということで選定しています。

富山短期大学の明柴聰史准教授は、子ども家庭福祉を専攻され、2020年に南砺市で開催した子どもの権利条約全国フォーラムにゼミの学生と出展をされています。当時既にゼミ生と子どもの権利の冊子やかるたの作成の実績もあり、策定委員会ワーキンググループを立ち上げるに当たり、子ども部会の指導役として、また、ゼミ生を大人と子どもを中間で支える学生サポーターに依頼するということを念頭に選定しました。

とやま子どもの権利条約ネット事務局である楠井悦子氏については、2009年に富山で開催された子どもの権利条約フォーラム2009 in とやまの実行委員であり、その後もとやま子ども権利条約ネットで活動をされておられます。今回明橋政策参与の推薦により選定いたしました。

その他関係諸団体からの委員については、市内で子どもたちに直接関わる活動を展開しておられる方々を選定したものです。

齋藤幸江委員 ワーキンググループに子どもたちが入ってきていただいておりますが、非常にこれはいいなとは思っている。若干地域的な偏りがあると感じるが、子どもたちの選任についての経緯についてお聞きします。

溝口こども課長 子ども部会の委員選定については、一般公募という形で学校を通して公募しました。子どもたちの主体性を尊重するため、地域に偏らないよう、この学校から何名というような割り当てはせず、やりたい、やってみたいという子どもたちの思いを尊重したものとなっています。

齋藤幸江委員 今、それこそ検証委員会を立ち上げるというような話で、当初予定になかったと思うが、そういったことを踏まえてみると、委員

の選定、選任に関しては、非常に大事なポイントだったのではないかと
思っています。そのあたりについて、どのように評価されているのか、
お伺いいたします。

溝口こども課長 一部報道にもありましたように、特定の団体の方が策定委員として入っていたということで、選定に際して市としてもう少し慎重に十分な調査をした上での選定というものが必要であったというふうに反省をしているところです。

齋藤幸江委員 新しい子どもたちのための条例ということで、非常に期待しているところです。8月上旬にシンポジウムがありました。大人のほうが姿勢をきちんと持って臨むということが大変だと思います。子どもたちを迫害しない、子供たちの声を聞くということが大変大事だと思っています。2月の新たな記念イベントを予定されていますが、そのあたりに対する姿勢についてお伺いします。

溝口こども課長 大人が子どもたちに対してどういった姿勢で接するのかということをしっかり理解していただける、また、子どもたちが自分たちの権利を知り、主体的に活動する体験ができるようなイベントになるように、これから企画をしていきたいと思っています。

(子どもの居場所づくり促進事業補助金)

榑 祐人委員 令和3年度実績は2か所ということです。4年度は参考的に5か所ということですが、なかなか事業実績が伸び悩んでいるのではないかと。地域づくり協議会などへのPR不足ではないかと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

溝口こども課長 令和2年度実績の1団体は、活動日数を増やされ、とやまっ子さんさん広場推進事業へステップアップされていますので、令和3年度は新規の2団体を取り組まれており、団体数としては伸びていると思っています。今年度について参考でお示ししているように、さらに新たな団体の取組も見られています。

PRについては、毎年度地域づくり協議会連合会のほうへ補助制度の案内と活用促進についてお知らせしています。引き続き、広く市内全域において地域の子育てしやすい環境づくりに活用していただきたいと考えています。

榑 祐人委員 さんさん広場事業といったところにステップアップできない方も多分いらっしゃると思うが、今後もこの補助制度を維持していか

れるのか、それとも全ての団体がステップアップをしていただくための補助金なのか、その辺の考え方はいかがでしょうか。

溝口こども課長 この制度については、さんさん広場の事業などにステップアップしていただくための促進事業として、今後も継続してまいりたいと考えています。

(子育て応援環境づくり等アドバイザー派遣業務委託)

川原忠史委員 派遣先と派遣内容についてお聞きします。

溝口こども課長 派遣先については、安達建設株式会社に対して3回派遣をしています。内容は、両立支援や女性活躍推進の取組に対しての評価となる国の認定マークの取得、くるみんですとか、えるぼしの取得に向けて、社内でのさらなる子育て支援の取組の検討を助言しています。

また、男性の育児休業取得を働きかけるに当たり、具体的な取組内容についても助言をしています。

さらに、両立支援、女性活躍推進についての次年度以降の取組を行動計画策定を通じて検討し、具体的な目標と取組内容の設定、育児介護休業規定の見直し等を既定の整備状況の確認や周知資料の作成等の助言を行っています。

川原忠史委員 事業の効果としてはどのように考えておられるか。今後の取組拡大についてどのように考えておられるか、併せて伺います。

溝口こども課長 派遣内容を通しての事業効果としては、男性の育休取得の対象者や、会社全体の社員の行動の変化という効果が期待できます。それから、国認定マークが取得できれば、採用のPRにもなり、社員にとってさらに働きやすい職場にしていこうという意識啓発のきっかけになるといった会社としての効果があると考えます。

今後の取組ですが、市としましては、男性、女性にかかわらず、子育てと仕事の両立には職場全体の理解や環境整備が必須であると認識しています。そのためには、このアドバイザー派遣事業は重要な取組であり、引き続き本事業を推進してまいりたいと考えています。

川原忠史委員 令和3年度は安達建設さん1業者とお聞きしましたが、今後、派遣される会社の拡大についてどのように考えておられるか。

溝口こども課長 今年度も予算を拡充して取組を進めているところですが、派遣を実際に受けていただくには、経営者の方の理解と総務部門の担当者の方の理解が揃わなければ、なかなか難しい状況であると感じています。

新しいことへの取組ということがどの企業も慎重になる傾向があります。また、今年度は想定を上回るコロナ感染拡大の状況ということにも阻まれています。

しかしながら、従業員のためのこの取組が企業の業績や人材育成、人材確保に直結してくるということを今後も地道に足を使って企業を回り丁寧に説明し、理解していただく努力を継続していきたいと考えています。

(なんどの宝お祝い事業)

川原忠史委員 事業費 361 万円について、お祝いをもらわれた人数はどのようなものか伺います。

溝口こども課長 令和 3 年度に満 1 歳になられた方、247 名のうち令和 3 年度中にお祝い品の申請をされた方が 226 人、そのうち、お祝い品を発注して納品されるまで、物によって一、二か月かかるということで、3 年度会計で支払った額が 361 万円です。

川原忠史委員 もらわれた方の評価、意見等について、どのくらい把握されているか伺います。

溝口こども課長 贈呈後にアンケートをお願いしており、令和 3 年度から最近の令和 4 年 9 月の途中まで 83 名の方に回答をいただいています。

その中で、お祝い品に満足しているかという問いに対し、当てはまると答えた方が 66.3%、やや当てはまるが 26.5%、合計 92.8%がおおむね満足しておられるという結果が出ています。

自由記載において複数あった意見として、木のぬくもりが感じられ、木の良さを知ることができた、子どものために市内の職人さんが手作りしてくれるところが良かった、地元の工房などを知るきっかけとなり良かった、贈答品に使いたい、南砺に対する愛着が深まった、木のおもちゃや実用品など選択肢を増やしてほしい、この事業は今後も続けてほしいといった意見が寄せられています。

川原忠史委員 金銭的なものがないなというような意見がなかったかどうか、伺います。

溝口こども課長 お金や商品券のほうが良かったという意見は 2 件ほどありました。

ただ、この事業の目的は、こういった木製品の祝い品を交付することにより、地域全体で児童の健やかな成長を祝福するとともに、市民の南砺市への愛着形成を図ることにあります。先ほど紹介いたしましたアンケート

による意見を見てみますと、この事業の趣旨が保護者の皆さんにおおむね届いているのではないかというふうに捉えています。

(A Iチャットボットを用いたワンストップ相談体制強化事業)

齋藤幸江委員 3年度中は準備、調整ということで、実績はないということです。今年度に入ってからですけれども、相談の内容、状況についてどのように評価されているのか、有効なのかどうなのかお聞きしたいと思います。

溝口こども課長 令和3年度はこのチャットボットによる相談体制、情報提供サービスの構築を実施したところです。今現在徐々に使っていただきながら、チャットボットの精度の向上を図っているところであり、今後徐々に精度向上を図りながらこの業務委託に見合った強化が図られていくと考えています。

齋藤幸江委員 どれだけの方々が安心されて解決しているのかということはどうはかればいいのか、回答するところに、解決できましたかという項目もあるんでしょうか。

溝口こども課長 チャットの一定の会話が終わったときには、解決しましたかとか、満足されましたかというようなアンケートを取るようなシステムになっていますが、結果をお示しできるだけのサンプルがまだ取れていないというような状況であるかと思っています。

今現在は、問合せ内容と返答内容という想定問答がニーズに合ったものになっているかどうかについて、こども課や関係各課、それから事業者と一、二か月のサイクルで見直しを順次継続して行っているところです。

齋藤幸江委員 資料の主な問合せの内容を見ますと、子育てに関する悩みを持たれる方が結構いらっしゃるなど感じています。ひとり親の方だけの相談ではなくて、子育てをされている方々への相談、回答ということになるのかなと思います。これらの相談の内容なども参考にされて、今後どのようにこのデータを活用されていくのかお聞きしたいと思います。

溝口こども課長 問合せ内容のデータから、問合せがどういうふうに展開しているのか、そういったことも確認しながら、求められている相談に対して適切な回答になるようにということで今見直しをしているところです。

このチャットボットのチャットの形式は二通りあり、あらかじめ設定さ

れた会話のフローに従って利用者が選択肢から質問を選ぶ方法が1つ、2つ目は、キーワードなどを利用者が入力して会話を進めていく方法です。自由入力によるチャットで、A Iが処理できずに適切な回答がなされなかった場合については、事業者のほうでオペレーターが常に待機しており、A Iに代わり適切な回答を送信する仕組みを構築しています。オペレーターへの切り替えというのは24時間対応とする形になっています。

このA Iが対応できなかった内容をその都度A Iに教育していくことで、A Iの機能強化を順次行っているところです。

齋藤幸江委員 A Iチャットボットによる相談は、市外からの利用はできるのでしょうか。言語は日本語と英語だけなのでしょうか。ポルトガル語などには対応されていないのでしょうか。

溝口こども課長 利用はインターネットにつながる状況であれば、市外の方であっても利用できる状況となっています。ただ、市外の方か市内の方かということは、統計は取れないものとなっています。

言語については、現在日本語のみで行っています。資料にブラウザー言語別ということで、英語6%とありますが、これは使っておられる方が英語での端末を使っておられるか、日本語での端末を使っておられるかという資料となっています。回答等については、今現在は全て日本語のみとなっています。

齋藤幸江委員 便利なツールを使っての相談というのは、非常に安心を提供するという意味では大変いいと思っています。どこからでも利用できるということは、広く一般の方々にも子育て中の方々に開ける窓口なんだと思います。できるだけ市外の方々が便利に使えるように、本当に悩んでいらっしゃる方々に24時間いつでも答えをいただけるような仕組みにさらに成長していけばいいなと思っています。

溝口こども課長 南砺市では、なんとH u gというアプリも使って相談対応等もしており、それを補完する形として、24時間、365日対応可能なきめ細かな対応ができるように、今後もこのチャットボットの制度向上を図って対応してまいりたいと思います。

(とやまっ子さんさん広場推進事業補助金)

齋藤幸江委員 活動されている事業の安全性といえますか、点検といったことについては市の関与はどのようにされているのか、お伺いします。

溝口こども課長 さんさん広場の運営については、補助金の申請に当たり、

事業計画や実績報告等も詳しく頂いており、そういった書面での点検ということで、しっかりと子どもの安全が図られて運営されているかということをも市としては確認をしているというような状況です。

県主催の研修もあり、世話人の方に参加していただけるよう市からも情報提供するなどして、子どもたちが安全に過ごせるよう努めています。

齋藤幸江委員 団体規模の大きいところ、小さいところ様々ありますが、助成金額について、いろいろ物価も上がってきているところですし、本当に足りているのかどうかお尋ねしたいと思います。

溝口こども課長 各広場の収支決算を見ますと、大方のウエートを占めているのは人件費かと思います。物価の高騰が影響する消耗品や光熱水費は、そこまで大きな影響を受けないウエートになっているかと思っています。

ただ、これまで人件費のほうも今の補助金ではなかなか運営が厳しいというお声も伺っているところですが、今のところは各地域団体でいろいろと工夫を凝らしながら運営をいただいている状況です。

榑 祐人委員 井口放課後クラブの世話人の謝礼が単価 770 円です。最低賃金のことを思うと、ちょっと問題があるような気がするんですね。事業を継続するためには、そういった人件費の面で各団体がやりくりをしているという状況を考慮して、事業費のかさ上げというものは必要ではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

溝口こども課長 最低賃金という面では下回っている金額ですが、有償ボランティアというような形で今は運営をいただいているかと思っています。ただ、持続可能な放課後対策という面で、世話人の皆さんの処遇改善の必要性については、担当課としても重要な課題というふうに認識をしています。

今後地域の皆様のご意見も聞きながら、慎重に検討をしていきたいと思っています。

榑 祐人委員 もう 1 点、会場使用料というものが発生しているわけです。子どもの居場所づくりという非常に重要な事業をしているのに、市の施設でないからといって、会場使用料を払ってもらうのはどんなものかなということもあります。その辺のことも改善すれば、その分人件費に回せるような気もしますので、その辺のことも今後の検討課題ではないかなと思います。

溝口こども課長 会場使用料については、五箇山村と井口地域については、

地域が無料で使える公民館がないということで、県の補助枠とは別に、市単独で要綱第9条ということで南砺市独自の条項を設けて、会場使用料の補助金を設けています。

(子育てアプリなんとHug)

齋藤幸江委員 ダウンロードをされている方が1,063人、そのうちのアカウントを取っている方が392人、おおよそ36%、37%の方がアカウント登録されていらっしゃる、この数値について、どのように評価されておられますか。目標の数値はどの程度か。

溝口こども課長 ダウンロードをしていただいている方は、子育て中の方だけではなく、地域の民生委員さんであったり、保育士であったり、様々な方がダウンロードしていただいていると思っています。アカウント登録は、その中でゼロ歳から18歳まで子育て中の方ということで、今のところお子さんが低年齢の方中心であり、これからも引き続きアカウント登録は増やしていかなければいけないと思いますが、初年度としては良好な数字であると思っています。

目標は、妊婦の段階で100%のアカウント登録に、それから、ゼロ歳から18歳のお子さんを養育する保護者の半分近くは最終的には登録していただけることを目標としています。

齋藤幸江委員 相談の転機ということで、電話相談や家庭訪問と、いろいろとつながっている様子ですが、このあたりについてどのように捉えているのかお伺いします。

溝口こども課長 相談の72%の方がHugでのやり取りだけで相談を完結しておられますが、やり取りをしていく中で、もう少し詳しくお子さんの様子などをお聞きしたいという方については、了解を得て電話相談につなげています。その電話だけでも足りず、直接お会いしてお子さんの様子も見ながら相談したほうが望ましい方については、子育て支援センターで待ち合わせをして面談をしているという場合も18件ございました。

外になかなか出にくいという方については家庭訪問をしているということで、それぞれの相談者の方の状況に合わせて、最善の相談の転機をしています。訪問等については、健康課、保健センターにあります地区担当保健師と同行して、その後のフォローへとつなぐケースが多いといった状況です。

(保育アドバイザーの巡回訪問指導)

榑 祐人委員 昨年の実績から見ると金額が増えている。令和2年度の実績を参考にして増やされたと思うのが、2年度と比較して、どの程度増やしたほうが良いということになったのでしょうか。

溝口こども課長 令和2年度は試行的な取組としまして、モデル園2園で各2回ずつの計4回アドバイザー訪問ということで実施をしています。

その結果を園長会で、どのようなアドバイスをいただいたか、効果はどうだったかを共有し、全園で実施したいという要望があり、令和3年度は全12園で、計18回、大規模園は各2回、小中規模の6園は1回ずつ、計18回にわたり実施したものです。

榑 祐人委員 アドバイスの内容は、園全体でこの助言の内容を共有することも大事ですし、ほかの園の指導内容も全保育士で共有することが大変重要だと思います。

正規保育士だけではなくて、臨職の方もいらっしゃると思いますので、しっかりと徹底をしていただきたいと思います。

溝口こども課長 アドバイザー巡回は、1回当たり朝から3時くらいまで丸一日かけて行っています。午前中に幾つかの教室に入って個別指導をしていただき、午後から、子どもたちのお昼寝の時間に、参加できる職員は全て集まり、その日のアドバイスの様子について、事例を交えながらその日のうちに共有を図っています。

そして、各園でのアドバイスの内容、効果についてそれぞれの園から報告書を提出し、全ての園で共有を図っています。

榑 祐人委員 ちなみに、コドモンを使って南砺市内の全保育士が情報を共有するということは可能なんではないでしょうか。

溝口こども課長 コドモンは今のところ公立保育園の各部屋に1台ずつ配置しており、正職は当然使っていますが、パート職員の方については少し制限をかけている状況です。タブレットの台数的になかなかそこまで達成する状況にはなっていません。

榑 祐人委員 タブレットの台数が限られているのであれば、今後、やはり台数を増やすなり、またアプリの内容もよりよい活用ができるように研究していただきたいと思います。

溝口こども課長 正職だけではなく、パート職員も数多くおり、南砺市の保育を支えていただいておりますので、市全体の保育の質が向上するよう、今後も取組を進めていきたいと思っています。

（奨学資金助成支援金）

榑 祐人委員 予算額から見て下回った理由というのは何かありますか。

氏家教育総務課長 この事業は市の奨学金を借り入れた人が、南砺市へお住まいし、就職した場合に5年間奨学資金の返還額と同額、または市外へ就職された方は2分の1を助成し、5年間経過後は、返還そのものが免除されるという事業でした。平成28年度に支給決定された方が6年目となりまして、この助成ではなく免除の対象となったということで、この支出がなかったものです。

榑 祐人委員 市の奨学金を受けておられる人というのは、最近は何人ぐらいですか。事前に言っていなかったから、ざっくり分かりませんか。

氏家教育総務課長 資料は手元にありませんが、年によって上下をしており、10名から20名程度で推移をしているという記憶です。

榑 祐人委員 この市の奨学金を受けて、市内に就職すれば、条件はありますけど、助成するというこの制度自体は人口減が大変課題になっている南砺市にとって非常にいい施策だと思っています。今後、どのように対応していくのか、考えをお聞かせ願いたい。

氏家教育総務課長 この事業は平成28年度から、南砺幸せなまちづくり創生総合戦略の事業として、期間を区切って実施しました。この事業の申請者に聞き取りを実施した結果、就職を決める際には自分のやりたい仕事を選択することが最優先であり、この事業を理由に南砺市へ定住・Uターンしたという方はおられなかったということで、事業は継続しなかったという経緯がございます。

今後、教育委員会としては、やはりふるさと教育やキャリア教育などを通じて、とにかく南砺に住みたい、働きたいという機運を醸成していきたいと考えています。

榑 祐人委員 今、おっしゃられたのは、今後、この予算は発生しないということでしょうか。

氏家教育総務課長 この事業は、令和元年度の受付をもって終了していますので、該当者が5年間、経過した時点でこの予算の計上はなくなります。

榑 祐人委員 決算の審査ですので、言っているのか分かりませんが、やはり人口減に苦しむ南砺市にとって、Uターンを呼び込むような施策をしっかりと今後も何か別の方法でもいいですから、考えていただきたいと思います。

氏家教育総務課長 教育という立場からは、子供たちへのふるさと教育、キャリア教育などを通じて、南砺市のよさをより子供たちに知ってもらって、そういった機運を少しでも醸成していきたいと考えています。

川口正城委員 南砺市へ帰ってきて看護師になった場合は、奨学金が免除になるから受けたいという方もおられたように聞いたことがあるものですから、教育のほうでも南砺市全体として、統一した奨学金の在り方が必要ではないかと思うのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

氏家教育総務課長 医療従事者に関しましては、専門的な分野の限られた職場の中で就職先を選ぶということになります。この市の奨学金の貸付けを受けておられる方は、様々な選択肢がある中で、この事業が南砺市へ帰ってくるきっかけにはならなかったと捉えていますので、そういった点で、医療従事者とは少し違うかなと思っています。

川口正城委員 ということは、今は選択肢がいろいろあるということで、教育部としては、例えば専門の教育者になりたいという人が出られれば、やることにはやぶさかではないということよろしいのでしょうか。

氏家教育総務課長 そのような特化したような奨学金が必要であるということであれば、検討もするかもしれませんが、現時点では現行の制度の中でやっていきたいと思っています。

(山村留学定住事業)

川原忠史委員 その1は、公益財団法人育てる会に委託している金額です。その2については、特定非営利法人利賀山川まもるへの委託料ということですが、非営利法人の利賀山川まもるというのは、どのような組織か伺います。

氏家教育総務課長 特定非営利法人山川まもるは、この山村留学事業のために設立した法人ではなく、以前から利賀地域において、利賀を訪れる人々との交流事業や地域資源活動事業に取り組んでおられるNPO法人です。長期山村留学事業を開始するに当たって、地元との連絡調整、朝夕の食事の提供、拠点施設であるスターフォレスト利賀の管理運営、留学生の募集などの役割を担っていただいている組織です。

川原忠史委員 この質問をしたのは、山村留学事業に対し、合わせて7,000万余りのお金のほうが全て県外のほうへ出ていっているのではないかと、南砺市内、特に利賀地域へ下りるお金としてどういうものが

あるかをお聞きしたかったものです。今の説明でいくと、常勤3名という人件費関係、施設使用料、食材費というものについては、利賀地域の方に下りるということで理解してよろしいか伺います。

氏家教育総務課長 資料では算出根拠として区分割りしていますが、地元の活動スタッフなども多くおられますし、施設使用料はスターフォレスト利賀、食事の提供による食材費などに関しては地元のほうに、下りていくお金であると考えています。

川原忠史委員 せっかくの事業ですので、やはり地元の活性化につながる動きができればありがたいと思っています。その1の中では、常駐指導者とか、何か地元につながるものがあるのかどうか伺います。

氏家教育総務課長 その1の委託に関しては、育てる会に委託をしていますので、育てる会へ支払うべきお金になります。ただ、人件費に関して、スタッフは全員、南砺市へ住民票を移して移住しておられますので、そういった点では、市のほうに下りているという考え方もできるかと思います。

川原忠史委員 スタートしたときの予算では、この事業は市外にお金が出ていくのかと思っていましたけど、地域の活性化につながっている事業、雇用も生まれる事業であるとお聞きしました。こういう形であれば、ぜひ継続される事業となるよう、地元のほうの雇用創出につながるような考え方でこの留学事業の運営をお願いしたいと思います。

氏家教育総務課長 山村留学を開始しまして、今年度は2年目となり、山村留学事業と利賀地域との関係というのは大変良好です。地域の活性化による影響があると感じており、ホームステイを受け入れていただける家庭も今後さらに増える見込みと聞いていますので、この事業をまた継続していきたいよう工夫しながら進めていきたいと思っています。

(校務支援システム保守業務委託)

榑 祐人委員 小中学校の校務支援システムは大変いいシステムと聞いています。学校ごとの活用状況はそれぞれだと思うのですが、全ての小中学校でその使い方に関しての情報共有はできているのでしょうか。

氏家教育総務課長 このシステムの機能別の利用状況については、半期に一度、全ての小中義務教育学校の分を集計しています。もちろん導入以降、年々アクセス数が増えてきておりまして、教員の業務に根づいているというふうに言えると思います。また、活用するためのサポート体制としまし

ては、年間を通じてヘルプデスクというのが設置されており、令和3年度は約100件の問合せがあったということです。その内容と対応については、全ての学校で共有をし、スムーズな活用を図っています。

(適応指導教室)

榑 祐人委員 適応指導教室の利用者の資料を見ると、近年利用者数が増えていると思うのですが、その辺はどうでしょうか。

氏家教育総務課長 この人数だけを見ると、特に過去3年前ぐらいから増えている傾向があると思います。しかし、全体的な不登校の人数としては、これほどは増えていないということになっています。むしろこれは、教育センターにおられるスクールソーシャルワーカーの方などが積極的に適応指導教室に行っていただくようアプローチしていますので、そういった成果が出ているものと思っています。

榑 祐人委員 適応指導教室は、福光青少年センター1か所だったと思います。私が気になるのは、保護者の方の送迎が条件となっていますけど、やはり遠方から通っておられる子供さんは大変かと思いますが、その辺は何か思われていることはありますか。

氏家教育総務課長 通学に関しては安全管理ということが基本ですので、保護者の送迎というのが基本になってきます。一部の中学生においては自転車通学だとか、公共交通機関を使っている方もおられます。適応指導教室に通われる方は、学校へ行けないという深刻な大きな問題を抱えておられますので、通学が不便だというような声も全くないわけではないのですが、中には外出さえできないような方もおられます。そうした方にはアウトリーチ型の支援も積極的に行いたいと考えています。

榑 祐人委員 今ほどアウトリーチ型の支援というお話が出ましたが、適応指導員3人で対応するにはなかなか厳しいところもあるのかなと、今後の状況にもよりますが、指導員を増やすということもあるのでしょうか。

氏家教育総務課長 数年前に1名増員をしています。あと、適応指導教室に登録しているものの、毎日来られるという人もあまりおられないという状況ですので、今のところはその人数で対応をしています。

(校務助手の配置)

榑 祐人委員 校務助手については、成り手不足だと私は認識をしています。

今後、学校運営に支障を来すのではないかと懸念をしていますが、どのようにお考えでしょうか。

氏家教育総務課長 令和3年度末現在では、全ての小中義務教育学校において、正規職員、会計年度任用職員、シルバー人材センターに委託している部分も含めて、小規模校においては1名、その他の学校には2名配置をしています。諸事情により年度途中で退職されることはあるのですが、平野部の学校についてはおおむねハローワークの求人で補充ができています。山間部の学校においては、ハローワークだけでは補充できないこともありますので、地元の様々な情報を基に探したりしている状況です。

今後については、確かに苦勞している部分もありますので、シルバー人材センターへの委託や、民間企業などへの委託といったことも探りながら、検討していかなければならないと思っています。

榑 祐人委員 シルバー人材センターという考え方もあるのかもしれませんが、学校という組織はデリケートな情報を扱っている部署であって、やはり正規職員、せめて会計年度任用職員という対応が通常の在り方かなと思いますので、確保できるように努力をしていただきたいと思います。

それと最近、先生の事務処理を手助けするスタッフが配置されていなかったかお聞きします。

氏家教育総務課長 県で配置しているスクールサポートスタッフになるかと思っています。全小中学校に配置されています。

榑 祐人委員 そういった方に校務助手の役割をとというのはなかなか無理なのかもしれませんが、とにかく先ほど言ったように、できれば正規職員、少なくとも会計年度任用職員で対応できるよう取り組んでいただきたいと思います。

(小学校施設整備費)

川原忠史委員 小学校のプールの活用方法は、福光プールもあるというようなことも考えながら、どのような維持の考え方をもっておられるか伺いたいと思います。

氏家教育総務課長 小学校プール、特に福光地域においてということですが、やはり安全が第一ですので、児童が安全にプールを使用できるように、必要な維持修繕を行いながら、今の体制で継続的に使用していきたいと考えています。

川原忠史委員 公共施設の再編の考え方の中で、プールの再編も考えられているということで、城端プールについては、中期で維持しないということで、城端小学校は継続すると思っています。5年間で4,400万という修繕費に水道費、管理費関係も含めると相当の経費ということも考えて、小学校が保有すべきプールの考え方がどこかの時点で必要になると考えたということで、改めてどのように考えておられるか伺います。

氏家教育総務課長 現在、市内小学校の2校については、プール施設が学校に隣接しているということで、それを授業で使っています。今後、福光地域の小学校についても、経年劣化等が進み、設備に甚大な経費がかかるというようなことがあった場合には、学校とプールが隣接していないという場合であっても、プール授業時間の確保の必要性なども鑑みながら、スクールバスなどで移動して授業を行うことなども、将来的には考えられます。

(部活動指導員)

榑 祐人委員 今後の部活動指導員確保の見込みは何か考えておられますか。

氏家教育総務課長 部活動指導員は令和元年度から、少しずつ人数を増やしており、令和3年度は22名ということになっています。これまでは、中学校ごとに部活動指導員の確保増員に努めてきました。しかし、制度の導入から3年が経過し、なかなか人材確保といったような点から、これ以上の増員は難しくなっている状況にあります。今後、部活動の拠点校化、地域移行が進めば、学校と競技団体が連携して指導者を確保できるということになりますので、そういった点で充実が図れば良いと思っています。

榑 祐人委員 部活動指導員というのは、市の単費なのでしょうか、それとも県の予算なのでしょうか。

氏家教育総務課長 国と県と市と3分の1ずつです。

榑 祐人委員 そういう意味では、市の単独の負担としては3分の1ということですが、市としては、別にスポーツエキスパートを配置しておられます。スポーツエキスパートの方を指導員にということは考えられませんか。

氏家教育総務課長 部活動指導員は、教員の代わりとなり得るものではありませんが、スポーツエキスパートは、単独では活動ができないという決まりになっています。その中で、スポーツエキスパートから部活動指導員に転換できる方、もしくは兼任できる方はもう既にそういう状態になっていま

すので、これ以上、エキスパートから部活動指導員にということは大変難しい状況です。

榑 祐人委員 部活動指導員って何か特別な資格か何か要るのですか。

氏家教育総務課長 特別な資格というものは必要ありませんが、国の定めで年に一度研修を受けるということになっています。

齋藤幸江委員 部活動指導員は各学校に何人かずつ入っていらっしゃるのですが、部活動の数に対しての配置の人数の考え方についてはどのようにしているのかお尋ねしたいと思います。

氏家教育総務課長 部活動指導員自体は、部活動で指導いただける方を中学校ごとに確保をしていますので、学校の要望に応じて、配分しています。また、エキスパートとしてはできるけれども、部活動指導員としてはできないというケースもあるかと思います。

齋藤幸江委員 総枠が決まっているからその配分なのか、枠はないけれども、希望されるところに配置ができるのか、各学校が手を挙げなかったのか、そのあたりはどんな感じでしょうか。

氏家教育総務課長 これは、予算要求の段階で、来年度の見込みについて学校のほうからヒアリングしていますので、学校で確保できる方について、そのままその各学校の人数として申請しています。

齋藤幸江委員 教員がいなくても指導ができるということが、この部活動指導員の方の役割ですよね。とすれば、教員の働き方改革なども考えますと、部活動指導員の配置をもう少し重点的に、各学校バランスよく配置されると、教員の働き方といいますか、残業の時間も減っていくのかなと思うのですが、いかがですか。

氏家教育総務課長 この部活動指導員という仕事は重責です。この仕事を担っていただける方がいないと配置できませんが、既にそれが可能な方の多くは、配置をしているということです。

齋藤幸江委員 新たに部活動指導員になっていただく方を開拓することに各学校で取り組まれていくことが、教員の皆さんにとっても有効な時間を生み出すことにつながると思うので、ぜひ声をかけていただければいいと思うんですけども。

氏家教育総務課長 部活動は、休日だけでなく、平日の夕方の4時台の時間にやっている時間帯に来ていただける人材を探さなければならないので、大変ハードルが高いということですが、今、拠点校化、地域移行を進める

中で、様々な指導者団体とも協議を進めていますので、そういった組織的な立場からまた配置できるように努力していきたいと思えます。

齋藤幸江委員 この総枠というのは、県のほうからこの人数以上は駄目ですという形になっているのでしょうか。

氏家教育総務課長 あらかじめ人数を指定されるものではなく、こちらから申請をします。県で決まっている総枠によっては減ることもあるかもしれませんが、今のところは、南砺市の申請どおり配置していただいています。

齋藤幸江委員 ぜひまたこの部活動指導員になられる方の発掘といえますか、お願いをされて、何とか増えるようにと思えますので、よろしく願います。

氏家教育総務課長 今ほど言われたとおり、部活動の拠点校化、地域移行を進める中で、いろんな競技団体の方とお話をさせていただいていますので、組織的に発掘していただき、配置できるよう努力していきたいと思えます。

(南砺市民大学講座)

赤池信彦委員 抽選になっているところがあって、申込みされるということは、それだけ講座を受けたいからということで申込みをされているんですけども、その講座の数を少し増やさなあかんかなとかという考えはおありでしょうか。

鵜野教育部次長 ここに書いてある講座は、現地での講座ということで各施設の定員数とか70人とか80人でなかなか説明し切れないということで、定員数を設けさせていただいて、今のところその説明とか施設の許容範囲もありますので、増やすということは考えていなく抽選ということにさせていただきます。

赤池伸彦委員 講座の回数を、例えば1回のやつを2回にしたり、2回のやつを3回にすれば、漏れた人もまた参加できるということになると思うんですけど、それはいかがですか。

鵜野教育部次長 説明者の日程とか、あと施設の日程等もあるので、申込みでこれだけ集まるということも分からないこともありますので、今のところ従来どおりの回数で行っているという形でございます。

赤池伸彦委員 申込みの人がすごく増えてきている、多いということもあるので、これから先のやり方というのを少し何か方法がないかなということをもたまた考えていただきたいと思えます。

鵜野教育部次長 皆さん参加、講座をたくさんの方に受けていただくというのが前提ですので、いろいろと検討していきたいなと思っております。

(地区高齢者学級)

赤池伸彦委員 受講者が3,468人とすごいたくさんの方が受講されています。この学級の内容というのは、その地域にお任せして進めていただいているということですか。

鵜野教育部次長 高齢者学級ですので、その福寿会さんの学級長さんを中心に、ただ、各地域で社会教育指導員さんもいらっしゃるので、相談しながら、考えていただいております。

赤池伸彦委員 高齢者の方の楽しみということでもありますので、なるべく31学級目指して、高齢者の方の楽しみをもっともっと増やしてあげればいいのかと思っています。今後の方向性についてお聞かせください。

鵜野教育部次長 地区によっては、それぞれ1か月ごとに講座などいろんなことをやっているところ、まだまだいうところもあると思いますので、それにつきましては、呼びかけて、いろんな場に高齢者学級していただければありがたいと思っていますので、そういうふうにもっていききたいと考えております。

(なんと元気っ子教室)

榊 祐人委員 資料を頂きました。65講座の内容を一覧にいただきました。大規模園ですと5回ぐらい、小規模園ですと1回とか2回開催をいただいております。指導者としては、総合型地域スポーツクラブ、あと派遣スポーツ主事の方も指導しておられます。

子供の発達段階におけるスポーツ指導という点でいうと、何か1回ぐらいしか子供が受けとらん状況かなというふうに思います。子供が年に1回指導を受けて、果たして運動能力が向上するのかわかるといったら、非常に疑問なんです、その辺はいかがなんでしょうか。

鵜野教育部次長 委員さんのおっしゃるとおり、1回だけでは難しいと考えておまして、まず、この元気っ子教室については、平成20年から運動遊びを身に付ける機会の場を提供するという事で始めております。

榊 祐人委員 せめて年に2回ぐらいは指導していただくような、2回がいいのか3回がいいのか、多分1回ではそんなに効果はないと思いますので、

複数回受けられるような施策に改めていただければいいなというふうに思っております。

総合型地域スポーツクラブの指導者には謝金が出て、その謝金がこの19万9,000円というような金額になるんだと思います。派遣スポーツ主事の方の分を差し引いて割り返すと、1回当たり4,000円っていないような気がするんですけども、実際には幾らぐらいの謝金なのでしょう。

鵜野教育部次長 公認指導員さんが4,000円で、普通の指導員さんが2,400円で行っております。

榊 祐人委員 今ほど言われました公認指導員の方、その資格を取るためにやっぱり努力もしておられますし、一般の指導員とはやっぱり違うものがあるというふうに思っております。やっぱり有資格者の方の謝金というのは、やっぱりそれなりのものを見るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

鵜野教育部次長 そのことについて十分認識しておりまして、今、スポーツクラブさんとも相談しながら、新年度に向けて少し検討していきたいなと思っております。

あと、元気っこ教室についてはきっかけづくりで、総合型スポーツクラブさんや体育協会さんで、ジュニア層の教室やクラブもありますので、そこにもつなげたり、あと、保育園の指導者さんに富大の先生からの研修の開催を考えておりますので、ふだんから子供の健康というか運動についても、知識を高めて進めたいなと思っております。

榊 祐人委員 今ほど謝金の単価の話をしておりましたが、謝金を上げるのも一つの手ですけれども、もう一方で、4年度からスポーツクラブに対して資格取得の援助をしておられます。そういうやり方も一つの手でありますので、やっぱり資格を取るために市として助成するのも一つの手、あと、1講座当たりの単価を上げるのも一つの手でありますので、両方うまいこと使いながら対応していただきたいと思っております。

鵜野教育部次長 委員さんのおっしゃるとおりで、その辺いろいろと検討しながら、進めてまいりたいと思っております。

第1回南砺市立学校のあり方検討委員会

令和4年10月7日(金) 午後7時00分
南砺市役所福光庁舎 別館3階大ホール

1. 教育長あいさつ

2. 委員長、副委員長の選出について 資料1

3. 委員長あいさつ

4. 報告事項

(1) 前回南砺市立学校のあり方検討委員会の提言内容及び進捗状況について

資料2-1 ～ 資料2-6

(2) 南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会の提言内容及び進捗状況について

資料3-1 ～ 資料3-4

5. 協議事項

(1) 学校のあり方検討委員会の進め方について 資料4

6. 次回協議会の日程 第2回検討委員会 令和4年11月 日

7. 閉会 副委員長あいさつ

令和4年度 南砺市立学校のあり方検討委員会 委員名簿

1 委員 30人

No.	役職	氏名	性別	所属	備考
1	委員	松山 友之	男	学識経験者（富山国際大学子ども育成学部教授）	
2	委員	齋藤 史朗	男	学識経験者（元富山県西部教育事務所長）	
3	委員	税光 詩子	女	学識経験者（元南砺市教育委員）	
4	委員	棚田 賢也	男	小学校長会（福光中部小学校長）	
5	委員	齊藤 哲也	男	中学校長会（福野中学校長）	
6	委員	谷戸 仁美	女	保育士会（井波にじいろ保育園長）	
7	委員	唐嶋 田鶴子	女	幼稚園代表（福野青葉幼稚園長）	
8	委員	工藤 悠市	男	南砺市PTA連絡協議会代表	欠席（代理：藤井 健）
9	委員	川田 将晴	男	城端地域PTA代表	欠席
10	委員	藤井 耕四郎	男	平地域PTA代表	欠席（代理：山口 清志）
11	委員	酒井 堅信	男	上平地域PTA代表	
12	委員	笠原 一忠	男	利賀地域PTA代表	
13	委員	山崎 賢治	男	井波地域PTA代表	
14	委員	金道 真一	男	井口地域PTA代表	
15	委員	橋爪 央樹	男	福野地域PTA代表	
16	委員	山田 剛	男	福光地域PTA代表	
17	委員	松本 久介	男	城端地域づくり協議会代表	
18	委員	井渕 信雄	男	平地域づくり協議会代表	
19	委員	鉢蟻 圭伸	男	上平地域づくり協議会代表	
20	委員	野原 哲二	男	利賀地域づくり協議会代表	
21	委員	富田 利通	男	井波地域づくり協議会代表	
22	委員	東 康紀	男	井口地域づくり協議会代表	
23	委員	伊豆 多都子	女	福野地域づくり協議会代表	
24	委員	水口 幹夫	男	福光地域づくり協議会代表	
25	委員	大河原 晴子	女	公募委員	
26	委員	近川 利行	男	公募委員	
27	委員	江川 由貴子	女	公募委員	
28	委員	石崎 里果	女	公募委員	
29	委員	井上 明世	女	公募委員	
30	委員	堀 勉	男	公募委員	

2 事務局

所属等	氏名
教育長	松本 謙一
教育部長	村上 紀道
教育総務課長	氏家 智伸
教育総務課 副参事	吉尾 徹
教育総務課 主幹	金谷 諭
教育総務課 学務係長	山田 浩司

第1回南砺市立学校のあり方検討委員会会議録（要点記録）

【日時】 令和4年10月7日（金）開会：午後7時00分 閉会：午後8時45分

【場所】 南砺市役所 福光庁舎別館3階 大ホール

【出席委員】 25人

【欠席委員】 5人（うち代理出席2人）

No.	役職	氏名	所属	備考
1	委員	松山 友之	学識経験者（富山国際大学子ども育成学部教授）	委員長
2	委員	齋藤 史朗	学識経験者（元富山県西部教育事務所長）	副委員長
3	委員	税光 詩子	学識経験者（元南砺市教育委員）	
4	委員	棚田 賢也	小学校長会（福光中部小学校長）	
5	委員	齊藤 哲也	中学校長会（福野中学校長）	
6	委員	谷戸 仁美	保育士会（井波にじいろ保育園長）	
7	委員	唐嶋 田鶴子	幼稚園代表（福野青葉幼稚園長）	
8	委員	工藤 悠市	南砺市PTA連絡協議会代表	欠席（代理：藤井 健）
9	委員	川田 将晴	城端地域PTA代表	欠席
10	委員	藤井 耕四郎	平地域PTA代表	欠席（代理：山口 清志）
11	委員	酒井 堅信	上平地域PTA代表	欠席
12	委員	笠原 一忠	利賀地域PTA代表	
13	委員	山崎 賢治	井波地域PTA代表	
14	委員	金道 真一	井口地域PTA代表	
15	委員	橋爪 央樹	福野地域PTA代表	
16	委員	山田 剛	福光地域PTA代表	
17	委員	松本 久介	城端地域づくり協議会代表	
18	委員	井渕 信雄	平地域づくり協議会代表	
19	委員	鉢蟬 圭伸	上平地域づくり協議会代表	欠席
20	委員	野原 哲二	利賀地域づくり協議会代表	
21	委員	富田 利通	井波地域づくり協議会代表	
22	委員	東 康紀	井口地域づくり協議会代表	
23	委員	伊豆 多都子	福野地域づくり協議会代表	
24	委員	水口 幹夫	福光地域づくり協議会代表	
25	委員	大河原 晴子	公募委員	

26	委員	近川 利行	公募委員	
27	委員	江川 由貴子	公募委員	
28	委員	石崎 里果	公募委員	
29	委員	井上 明世	公募委員	
30	委員	堀 勉	公募委員	

[事務局員]

教 育 長	松本 謙一	教 育 部 長	村上 紀道
教 育 総 務 課 長	氏家 智伸	教 育 総 務 課 主幹 (学務係長)	山田 浩司
教 育 総 務 課 主	金谷 諭		

[傍聴人数] 0人

[協議事項等]

1. 教育長あいさつ
2. 委員長、副委員長の選出について
3. 委員長あいさつ
4. 報告事項
 - (1) 前回南砺市立学校のあり方検討委員会の提言内容及び進捗状況について
 - (2) 南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会の提言内容及び進捗状況について
5. 協議事項
 - (1) 学校のあり方検討委員会の進め方について
6. 次回協議会の日程
7. 閉会 副委員長あいさつ

[会議の概要]

○開会

- 1 教育長あいさつ
(教育長)

皆様方には、委員をお引き受けくださり本当にありがとうございます。この南砺市立学校のあり方検討委員会は、本来なら2年後に開催する予定でした。前倒しした理由は、コロナ禍で生まれてくる子供の数が予想以上に減ったという事実がわかってきたこと。

また部活動は、市が必要に迫られ部活動のあり方検討を始めたのですが、その後、国の方からも色々な動きが出てきました。それらを踏まえて、今、前回のあり方検討委員会を起点にしながらやっていることが本当にこれで良いのか、もう一度、皆さんの知恵を拝借して、皆さんの総意のもとに教育行政をしたいということで、今回、2年間早めさせていただきます。これから2年間、長丁場になりますが、どうかよろしく願いいたします。

2 委員長、副委員長の選出

(事務局)

南砺市立学校のあり方検討委員会設置要綱第5条第1項に委員会に委員長及び副委員長を1名おく。第2項に委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名するとなっております。委員長の候補者につきましては、事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか。(異議なしの声)

委員長には、富山国際大学教授の松山友之委員に就任をしていただきます。ご異議なければ拍手をもってご承認をお願いいたします。(拍手)

設置要綱によりまして、副委員長は委員長が指名することとなっておりますので、委員長から副委員長の指名をお願いいたします。

(委員長)

齋藤史朗委員を副委員長にお願いしたいと思います。(拍手)

3 委員長あいさつ

(委員長)

委員長として微力ではありますが、何とか提言をまとめていけるように、皆さんのお力を合わせて取り組んでいけたらと思っております。前回のあり方検討委員会の時も委員長をさせていただきました。その時も色々なご意見がありましたが、回を重ねるごとに話も深まり、そして提言にまとめることができました。今回もぜひ皆様方から色々なお話を伺いながら、提言をまとめ上げていければ嬉しいと思っております。

大切なのは、南砺市の子供たちのために、そして子供たちの未来のために、そしてさらに南砺市のさらなる発展のために、学校のあり方がどうあればよいかということについて、まとめ上げられるようにご協力頂ければと思っております。よろしく願いいたします。

4 報告事項

(委員長)

最初に報告事項として、前回の南砺市立学校のあり方検討会の提言内容及び進捗状況について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

今回は1回目の委員会ということで、報告事項が中心になっております。次回の委員会からは協議事項が中心になってきますので、事前に資料を配布させていただきたいと思っております。

(1) 前回南砺市立学校のあり方検討委員会の提言内容及び進捗状況について

【資料2-1 ～ 資料2-6の説明】

(委員長)

ここまでの説明について、簡潔にご質問をお願いしたいと思います。

(委員A)

前回のあり方検討会の時点では、現在、中学校区にある小中学校を全て義務教育学校にする方向で進めていくことが、ベースになっていると思います。しかし先程の教育長の挨拶にありましたように、あまりにも子供が急激に減少していることを踏まえて、流れが少し変わってきているのではないかと私は思います。資料6ページの表を見ると、学校区域以外へ入学する特認校制度の導入については、保護者が望み、地域の了解を得られた場合に検討する。年次別にいうと令和7年度から検討を始めるという話だったにもかかわらず、先日、来年の4月から特認校制度を導入すると報道されました。特認校というのは、地元好きな部活がないから学校を自由に選べると広報10月号に出ました。生まれ育った学校で、ふるさとを愛して、地域で子供達を育てるというのは一番根本にあります。なぜ、このスケジュール通りに行かずに特認校制度が、来年の4月からスタートしなければいけないのか。将来の統廃合を検討して、スクールバスで子供たちを送り迎えする体制を整えなければならないのに、保護者の責任で、好きな学校へ行ってくださいという特認校制度が、来年の4月からスタートするのは私には全く理解できない。

要するに、義務教育学校という論理は事実上破たんして、もはや統廃合止む無しの方角に進んでいるとはっきり仰らないから話がおかしくなる。

(委員長)

今のご質問について教育委員会から、説明をいただければと思います。

(事務局)

今回のあり方検討委員会を設置するにあたりましては、少子化が、想定以上に進んでいるということも理由としてご説明させていただいた通りです。もちろん、前回のあり方検討委員会では、義務教育学校を設置する方向で進めていくという提言はされてお

ましたが、あくまでそれは、保護者及び地域の了解が得られた上で進めるとしております。今回、義務教育学校を設置する方向性を見直すのかどうかということは、この検討委員会の場において、みなさんで協議していただければと思います。

(委員A)

教育委員会は、義務教育学校の計画を見直すとは一言も仰らないのに、特認校制度が来年の4月からスタートすると広報に載り、報道各社も詳しく説明していました。各学校のプロモーションビデオを作ってアピールして、自分の学校に来てほしいということをやらせたんです。義務教育学校を目指すのなら私はそれに反対していない。だけど、全部を義務教育学校にするという根本を今後見直すということをはっきり言わないと、部活動を理由とした特認校制度がスタートしたら、統廃合にならないでしょう。

(事務局)

今回、市民の皆様、保護者の皆様に大変不安と混乱、ご迷惑をおかけしたことについては、反省をしております。そのうえで、特認校制度は、必ずしも部活動の選択だけとつながっているものではないということをご理解願います。

いろいろな事情で、他の学校で学びたいという方もいらっしゃると思っており、特認校制度については、PTAのみなさまなどのご意見を聞きながら、教育委員会として導入を決めたものです。それから、前回の学校のあり方検討委員会では、市内の学校を義務教育学校とする方向で、今後考えていくが、世の中の状況によって、また定期的に見直していく。6ページの資料の中では、義務教育学校ではない選択肢もあると書いた上で、その方向性で進めています。これは、検討委員会からいただいた提言に沿って進めているということで、ご理解をいただきたいと思います。

そして今回、この第二期のあり方検討委員会を設置したのは、今の方向性で、これで本当に良いかどうか、改めて皆さんに考えていただき、提案いただいた方向性で、今後進めていきたいと整理をしております。何が何でも義務教育学校ありきということではなく、検討委員会の中でまとめたいただいた方向性で、今後学校の再編など教育行政を進めていきたいと思っております。

(委員A)

ということは、8中学校区に義務教育学校を作るという方向性は考え直すという方向だと理解していいんですね。

(事務局)

前回と事情が変わってきたということがあるので、もう一度検討していただくということで、今回検討委員会をお願いしております。

(副委員長)

前回の学校のあり方検討委員会に出席させて頂いておまして、この義務教育学校がでてきた経緯は、9年間一貫教育をしようということよりも、地域の子育てを大切にし

ようということです。乳幼児・幼児は、家庭を中心に愛情を注ぎ込んで子供たちの人間としての基礎を育てる。それから思春期の、小学校、中学校は、やはり自分の生まれ育った地域の良さをしっかり学ぶ。その次の段階で南砺市内の他の地域の良さを理解していくと、そういうことが大切だという考え方でした。

ところが、規模がだんだん小さくなると、特に中学校は、正規の教科担任が揃わない状況になってくるので、それを解消するために、小中がひとつの学校になって、教員の垣根を外して、そして9年間の中で、専門的な授業ができるようにする。それが、義務教育学校を目指す案が出てきた経緯です。

ただ、その時に部活動の話は別でした。この辺りもお互いに理解しながら進めていかなければと思います。

特認校については、部活動のために、どこでも行けることにつながっていくのは問題ですが、自分の入学する学校に自分がやりたい部活が無いから、別の学校に行くことは簡単ではなく、一般的にはなかなか難しいです。むしろ、いじめであるとか、色々な事情・問題がある場合に、一部で特別に認めて、助かる子供もいるかと思う。これについても、皆さんのご意見をいただければ良いのかと思います。

(委員長)

今日は第一回目ということで、初めてご参加の方もいらっしゃるので、状況と説明を聞きながら、次回以降に更に詳しい話を煮詰めていければと思います。

(委員A)

私が言いたいのは、子供の数が激減していることや、あと数年で複式学級となる学校が増えてくる状況を前提に、2年間前倒しして新しいあり方検討会をつくられたのに、なぜ来年の4月から特認校制度をやることにしたのか市民から共感を得られていない。例えば、いじめがあるから学校を変わらなきゃいけないという話しも以前から聞いているが、私は、いじめ問題対策連絡会議の委員を6年間続けていて、学校を変えることによって問題が解決しましたって事案は、私は一回も聞いたことがない。

(委員長)

わかりました。他のことも含めて、これから議論していくと言うスタンスで臨んでいきたいと思いますので、どうかご理解ください。

では他にご質問ご意見あればどうぞ。

(委員B)

今回の検討委員会は、前回よりはかなり幅広い委員がいる。しかも期間を2年又は1年半くらいかけると説明がありました。これは非常に、私は評価していいと思う。

前回の検討委員会で決まった路線には必ずしも拘らなくて、もう一回議論するという事で考えたらよいと理解している。

(委員長)

前回の検討委員会は、短期間だったという話もありましたが、相当突っ込んだ話を一生懸命させて頂いたと思っております。少し期間が長くなってはおりますが、今回も同じように、議論や意見を頂きまして、少しでも2年間前倒しした意味を深めていければと思っております。

(委員C)

要望書について、利賀地域の義務教育学校については、令和6年度開校という文言が記載されていますので、それをしっかり明記してもらいたいということ。それと山村留學生が今年は13名来ております。そういった現状を明記していただきたい。

(委員D)

資料の後ろにたくさん要望書がありますが、これも踏まえた上での話し合いになるということでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

(2) 南砺市立中学校部活動のあり方検討委員会の提言内容及び進捗状況について

【資料3-1～資料3-4を説明】

(委員長)

それでは、今の説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(委員E)

南砺市PTA連絡協議会からの緊急要望書の提出のところで、市長のコメントとして、10月の発表を延期するとおっしゃっていただいたのは事実なんですけど、遅くとも2月までにとということについては、お話が無かったと認識しております。

(事務局)

今後、協議を進めながら、遅くとも2月までには公表したいということであったと思います。

(委員E)

2月というワードが、その場ではなかったという認識をしております。

(事務局)

確認いたします。

(委員F)

そもそも論なんですけど、この学校のあり方の検討会議が始まった時点で、統合の議論も進めようとする時点で、拠点校化案というのは、2月に発表することができるんですか。

(委員長)

今日すぐ即答も出来ないと思いますので、一旦預らせていただいて、今後の議論の中で説明、それから検討いただくという形でよろしいでしょうか。

(教育長)

少なくとも2月に公表を先送りするということを約束して、現在もその方向で動いております。

(委員A)

なんのための2月ですか。

(教育長)

再来年からの実施に備えて、来年度に準備しなければならないからです。

(委員A)

何をやらなきゃいけないのですか。

(教育長)

国が進めている地域移行です。指導者の移行。地域の人に指導してもらう体制です。

(委員A)

決まったのですか。

(教育長)

国はそういうことです。

(委員A)

どう決まったのか。国はもう決まって進めと言っているという話なのだけど、この中の誰か知ってるのか。

(委員G)

学校現場の事情から言いますと、学校では、部活動はこうなっていると、各学校が、2月の初めに6年生に対してお話しをするんです。従って、2月には方向性を決めたいということで、私は理解しております。

(委員長)

今日初めてこの話を聞く方もいらっしゃると思いますので、議事録に記載いただいて、次回説明いただくということで、お願いできませんでしょうか。

(委員A)

市の広報で、来年の4月から、部活動を理由に、どこの学校でも行けますよと掲載されたんですね。しかも11月1日から11月1日までの間に申し込むという内容だった。私は、地域づくり協議会として、部活動の拠点化も決まらないのに、なんで特認校制度が先行するのかということをして市長と教育長に、地域づくり協議会で申し入れたんですよ。市長は、これは誤解を招くということで、訂正の文章を配る予定だった。もう配ったのですか。

(事務局)

まだ配っていません。

(委員A)

10月5日の議会全員協議会でも相当な議論がありましたから、まだ配って無いだろうと思うんですけど。私は訂正の文章の原案をみせてもらったのですが、ずいぶん協議して、早急に校長会を開いて混乱のないようにすべきだとか、色々なことを申し上げました。地域づくり協議会から、市長にきっちり申し入れしているのに、なぜ、進捗状況のところにそのことを記載していないのか。

(委員長)

わかりました。では、その件についても検討いただいて、資料に載せていただくかどうか協議いただければと思います。

(委員H)

南砺市PTA連絡協議会が要望書を提出させていただいたときに、市長から、「例えば今の中学校1年生になる年代と、今の6年生の子供が6年生なのは今しかない。一年ごとに、変わっていくという事情もあって、そういった子供たちの将来のことも、この要望書を出される側も責任をもって出してくださいね。」といったコメントをいただきました。それを踏まえて、要望書を出させていただいた。今回のこの学校のあり方検討委員会で議論させてくださいと言う内容からすると、2月というところは、もう少し皆さんと一緒に議論させていただければと思っています。

(事務局)

今の時点では、来年度からの拠点校先行実施はいたしません。それから、仮に、拠点校化案を出しても良いということになったとしても、その実施時期はまだ分かりません。少なくとも、このあり方検討委員会の中で議論をしていただき、前向きに検討しても良いということになった時に案を出せると思っています。ですから、今の子どもたちは、結論が出るまで、そういうことになります。

(委員長)

教育部長から明確な回答が出ましたので、そういう理解で皆さんよろしいでしょうか。

(委員A)

校長会を早急に開かないと混乱すると言ったのに。教育委員会と校長先生が2月のタイミングの認識にずれがあるのではないですか。

(委員I)

校長会としては、ずれがあると思っておりません。「皆さん今の中学校には去年と同じ部活動があります。みなさんも入れますよ。」ということを説明するということです。

(委員A)

学校見学会が中止になったのは聞いておられますか。

(委員I)

学校の見学会は、取り止めました。

(委員J)

先ほど、「今年の2月に発表できないっていうことはそういうことです。」というのは、令和8年度の完全実施は変わらないのに、発表する時間が遅れたら迷惑するのは子供という意味ですか。

(事務局)

部活動には、地域移行と、拠点校化という二つのことがあります。地域移行は、国が進めるモデル事業であり、令和8年が完全実施です。これは、国が全国的に進めていることです。ただし、部活動の拠点校化は、南砺市独自の取り組みですので、これは絶対ダメということであればできません。結論が出るまで拠点校化は進めませんというふうに理解していただきたいと思います。

(委員長)

その他にご質問はありませんでしょうか。

(委員K)

国がどういうことを言っているのかという資料を次回はつけていただけると、ありがたいと思います。

(事務局)

今回は、資料を準備いたします。

(委員L)

自分は、部活動のあり方検討会も公募委員として参加しましたが、その時に、PTAで取ったアンケートの結果の中で、回答で多かったのは、送迎の負担が一番心配だという話でした。そこをケアできるような配慮をしていただけたら、というお願いです。

(事務局)

部活動の地域移行については、たくさんの課題があります。また、南砺市の市域の広さにあてはめても、いろいろ問題があると思っています。そういった課題についても、皆様に資料の提供をしていきたいと思っています。

5 協議事項

(1) 学校のあり方検討委員会の進め方について

【資料4】を説明

(委員長)

事務局から説明がありましたが、部会に分かれて検討していくという形も取っていきたいと思っています。

(委員M)

検討する材料として、私は子供たちの意見を聞きたいと思っています、小学校6年生だけでもいいので、例えば中学校にどういう希望を持って進学しようと思っているか、今すでに入りたい部活動は決まっているのか、その部活がその中学校に無い場合はどうし

たらいいか、そういったことをできれば聞いて、その答えを材料として検討できたらと思います。

(委員長)

そういったことも前回のあり方検討会で話し合っておりますので、資料として出していいただければと思います。

(事務局)

本日、ご意見を伺えなかった委員もおられると思いますので、それを記入いただく様紙を準備しました。次回の委員会の参考にさせていただきますので、後ほど記入いただき提出をお願い致します。

皆さんに書いていただいたものは、次回の検討委員会で資料として提出させていただきますと考えております。

(委員N)

学校のあり方を考えるときに、国が定めている学校の標準的な規模、適正規模の分かるものを資料でつけていただいて、南砺市の現況を客観的に判断できるようにしていただきたい。

(委員O)

今日この場に参加させていただいて、このあり方検討委員会の立ち位置がよくわからない気がします。大きく考えて、既に義務教育学校へ動いている地域もあるので、それとどうバランスをとるかというところがあるように感じました。教育委員会も、委員に対し、こういう立ち位置でやってほしいということ、できれば整理して示していただきたい。

(事務局)

今回は、事前に資料を送付いたしますので、今仰られたようなこともできるだけ整理して提案をさせていただきたいと思います。

(2) その他

(委員I)

先ほど、「令和5年度も今と同じ部活動が各学校にあります。」と、2月に今の6年生に対して説明することになるとお話をしましたが、現在、既に各学校においては、部活動の人数が足りず、今ある部活動を来年からやめようとしているところもあります。従って、学校によっては、拠点校化に関わらず、部活動の数が整理されていく可能性もあると申し添えておきます。

6 次回協議会の日程

(委員長)

本日の協議事項は、全て終了しました。 次回の委員会の日程について、事務局から報告ください。

(事務局)

今回は、11月24日木曜日午後7時からを予定しております。

(事務局)

ご協議いただきありがとうございました。閉会に当たり副委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。

7 閉会 副委員長あいさつ

(副委員長)

南砺市の子どもを今後どのように育てていけばよいのか、南砺市の学校が、子供達にとってどうなればいいのかを協議する場であるということを、基本に据えて話を進めていきたいと思っております。お互いに意見交換しながら、より良い方向性を見出していければと思います。

(事務局)

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

常陸宮賜杯第73回中部日本スキー大会

1. 第1回組織委員会の開催について

- (1) 日 時 令和4年10月15日(日) 午後2時～
- (2) 会 場 平市民センター 3階ホール
- (3) 会議内容
- ・開催要項(案)・宿泊要項(案)・弁当要項(案)
 - ・新型コロナウイルス感染症感染対策ガイドライン(案)
 - ・競技コース・リフト券割引・技術代表、主審
 - ・次期開催県

※上記協議事項について審議された。

2. 添付資料について

- ・組織委員会名簿・・・別紙のとおり
- ・開催要項・・・別紙のとおり

**常陸宮賜杯第73回中部日本スキー大会
組織委員会名簿**

役 職	氏 名	所 属	所 属 職	備 考
委員 長	山本 外勝	SAJ東海北陸ブロック評議員会	会長	(石川県)
副 委 員 長	村瀬 孝幸	SAJ東海北陸ブロック評議員会	副会長	(愛知県)
	大平 茂	SAJ東海北陸ブロック評議員会	副会長	(岐阜県)
	長谷部 祐円	SAJ東海北陸ブロック評議員会	副会長	(福井県)
	井瀨 信雄	SAJ東海北陸ブロック評議員会	副会長	(富山県)
	菊 永 博	中日新聞社名古屋本社事業局スポーツ事業部	部長	
委 員	中南 正克	静岡県スキー連盟	副会長	
	飯田 明弘	静岡県スキー連盟	理事長	
	福島 秀幸	愛知県スキー連盟	アルペン部長	
	中垣 秀行	愛知県スキー連盟	ノルディック部長	
	前田 巖	三重県スキー連盟	副会長	
	中村 博司	三重県スキー連盟	理事長	
	札幌 正直	岐阜県スキー連盟	副会長	
	山越 祐介	岐阜県スキー連盟	理事長	
	吉村 真一	石川県スキー連盟	副理事長	
	竹内 順一	石川県スキー連盟	常務理事	
	山内 慎吾	福井県スキー連盟	理事長	
	長谷部 誠	福井県スキー連盟	副理事長	
	島谷 達雄	富山県生活環境文化部スポーツ振興課	課長	
	青木 満	富山県スキー連盟	副理事長	
	金森 俊直	中日新聞社北陸本社営業局事業部	部長	
	久米 智之	中日新聞社名古屋本社事業局スポーツ事業部	部次長	
	鶴見 啓太	中日新聞社名古屋本社事業局スポーツ事業部		
松本 謙一	南砺市教育委員会	教育長		
幹 事	菊 永 博	中日新聞社名古屋本社事業局スポーツ事業部	部長	

常陸宮賜杯第73回中部日本スキー大会 開催要項

1. 期 日 2023年1月27日(金)～29日(日)
2. 会 場 富山県南砺市 たいらスキー場(アルペン競技)
たいらクロスカントリー場(クロスカントリー競技)
3. 主 催 静岡、三重、岐阜、福井、石川、富山 各県スキー連盟、(公社)愛知県スキー連盟
南砺市、南砺市教育委員会、中日新聞社、北陸中日新聞、日刊県民福井
4. 共 催(予定) 富山県、富山県高等学校体育連盟、富山県中学校体育連盟
5. 主 管 富山県スキー連盟、砺波地区スキー協議会、南砺市スキー協会
6. 後 援(予定) (公財)富山県体育協会、南砺市体育協会
静岡県、愛知・福井 各県教育委員会、三重県、岐阜県、石川県
静岡・愛知・三重・岐阜・福井・石川 各県高等学校体育連盟、各県中学校体育連盟
7. 協 賛(予定) 南砺市商工会、(一社)南砺市観光協会
8. 競技実施要項

(1) 種目、参加人員

性 別	男 子						女 子					
	成 年					少 年	中 学	成 年			少 年	中 学
	A	B	C	D	E			A	B	C		
種 目												
ジャイアントスラローム	6	5	4	3	3	6	13	4	3	3	5	13
クロスカントリー(10kmクラシカル)	6	5				6						
クロスカントリー(5kmクラシカル)			4	3			13	4	3		5	
クロスカントリー(3kmクラシカル)					3					3		13
クロスカントリー(10kmフリー)	6	5				6						
クロスカントリー(5kmフリー)			4	3			13	4	3		5	
クロスカントリー(3kmフリー)					3					3		13

・中学の部出場枠について

各県は、各種目2名以内の補欠選手をエントリーできる。

欠場する選手と補欠選手との交替を希望する場合は、1月27日(金)の組織委員会までに、交替届(様式は任意。但し、参加県、種目、欠場する選手と補欠選手、交替の必要な理由を明記したもの。)を文書にて提出し、承認を受けること。

(2) 日 程

期 日	時 刻	式典・競技	会 場
1月27日(金) (第1日)	11:00～12:00 13:00～14:30 15:00～15:40	組織委員会 監督者会議 開会式	南砺市役所城端市民センター 南砺市役所城端市民センター 南砺市城端伝統芸能会館「じょうはな座」
1月28日(土) (第2日)	9:00～ 10:00～	ジャイアントスラローム(中学・少年) クロスカントリー(クラシカル) 表彰式	たいらスキー場 たいらクロスカントリー場 各会場
1月29日(日) (第3日)	9:00～ 10:00～ 15:30～	ジャイアントスラローム(成年) クロスカントリー(フリー) 閉会式	たいらスキー場 たいらクロスカントリー場 南砺市城端伝統芸能会館「じょうはな座」

(3) 参加資格

- ① 2022年12月30日現在において、関係所属県スキー連盟SAJ登録会員で、その県下に在住または、在勤、在学者であること。
- ② 関係所属県スキー連盟の推薦を受けたもの。
- ③ 大学生で関係所属県以外の都道府県にある大学に在学の者は、最終出身高校の所属県スキー連盟から出場できる。
- ④ [イ] 少年の所属は現住所、勤務地または高等学校（全日制、定時制の生徒）、高等専門学校のいずれかの1箇所とする。
- ⑤ [ウ] 中学は当該中学校長・保護者の承認を得たもの。
- ⑥ 当該年度国民体育大会実施要項による、「ふるさと選手制度」に登録されたもの。
- ⑦ 性別、種目別、部別の参加は次のとおりとする。

【男子】 ジャイアントスラローム、クロスカンントリー（C、D、中学区分のXCは5km。E区分のXCは3km）

[ア] 成年

- ・ A（18歳以上26歳未満）1996年4月2日以降、2004年4月1日以前に生まれた者
- ・ B（26歳以上34歳未満）1988年4月2日以降、1996年4月1日以前に生まれた者
- ・ C（34歳以上44歳未満）1978年4月2日以降、1988年4月1日以前に生まれた者
- ・ D（44歳以上54歳未満）1968年4月2日以降、1978年4月1日以前に生まれた者
- ・ E（54歳以上）1968年4月1日以前に生まれた者

[イ] 少年

- ・ 2004年4月2日以降、2007年4月1日以前に生まれた者

[ウ] 中学

- ・ 2007年4月2日以降、2010年4月1日以前に生まれた者

【女子】 ジャイアントスラローム・クロスカンントリー（C、中学区分のXCは3km）

[ア] 成年

- ・ A（18歳以上26歳未満）1996年4月2日以降、2004年4月1日以前に生まれた者
- ・ B（26歳以上29歳未満）1993年4月2日以降、1996年4月1日以前に生まれた者
- ・ C（29歳以上）1993年4月1日以前に生まれた者

[イ] 少年

- ・ 2004年4月2日以降、2007年4月1日以前に生まれた者

[ウ] 中学

- ・ 2007年4月2日以降、2010年4月1日以前に生まれた者

- ⑧ 参加は1人につきクロスカンントリーかアルペン whichever のいずれかの部に限る。
- ⑨ 参加資格に疑義のある場合は、本大会組織委員会がこれを調査審議し、処理する。

(4) 競技採点方法

- ① 各部別の合計点で各県の優勝順位を定める。但し、同点の場合は上位入賞の数による。（上位入賞とは、1位～3位までの入賞をいう。）
- ② 一つの県における種目の得点対象は、各種目とも該当県の上位3名までとし、以下得点対象者を順次繰り上げる。
- ③ 各種目別の得点は、次のとおりとする。

種目	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
ジャイアントスラローム	16	14	12	10	8	6	4	2
クロスカンントリー（クラシカル） クロスカンントリー（フリー）	8	7	6	5	4	3	2	1

※出場者数が8人を下回った場合は、出場者数に応じて下位得点から上位順の得点とする。

(5) 競技規定

- ① 全日本スキー連盟競技規則最新版を準用する。但し、本大会組織委員会の規定を優先する。
- ② ジャイアントスラローム競技は1本とする。
- ③ ジャイアントスラローム競技のスキー用品については、2022/2023 シーズンのSAJ競技用品規格を使用すること。
※ただし、男子成年D・E、女子Cについては推奨する。
- ④ クロスカントリー競技は、インターバルスタート方式を採用する。

9. 表彰

- (1) 男女総合第1位の県に常陸宮賜杯を授与し、第3位まで表彰する。
- (2) アルペン競技男女総合第1位～第3位、クロスカントリー競技男女総合第1位～第3位までに中日新聞社賞を授与する。
- (3) 各部入賞者のうち少年・成年の部は第3位まで、中学の部は第6位まで表彰し、第1位～第3位には中日新聞社メダルを授与する。
- (4) 表彰式について
 - ・第1日目の競技種目については、当日各競技会場にて表彰する。
 - ・第2日目の競技種目と総合成績は、閉会式にて表彰する。

10. 参加申込

- (1) 参加申込 参加申込一覧表を1部提出する。
- (2) 参加料 1人1種目2,500円とし、開会式当日までに振込みにて納入すること。

<納入先>金融機関	なんと農業協同組合 城端支店
口座番号	(普)0037491
口座名義	第73回中部日本スキー大会実行委員会
フリガナ	ダイ73カイチュウブ ニホンスキータイカイジ ツコウイインカイ

- (3) 傷害保険 各県選手団役員は、各県で傷害保険に加入済であること。

(4) 申込期日及び申込先

① 期 日 令和5年1月22日(日) 16時**必着**

② 申込場所 〒939-1892 富山県南砺市城端1046
南砺市役所 城端市民センター2階 高校総体スキー推進室内
常陸宮賜杯第73回中部日本スキー大会実行委員会事務局
TEL 0763-23-2015 FAX 0763-62-4301
Eメールアドレス：ihskisuisin@city.nanto.lg.jp

③ 申込方法 参加申込書は郵送で事務局へ送付するとともに、申込書データをEメールで送信のこと。
提出された申込書データをそのままプログラム原稿に反映させますので、誤字などに留意ください。

11. 抽選方法

- (1) 出走順について(ジャイアントスラローム競技・クロスカントリー競技共通)
 - ① 出走順は、第1グループから順にスタートする。
 - ② 各県の申込ランキングの順位ごとに抽選を行う。

(2) 各競技のシード枠人数およびランキング順は下表のとおり。

・ジャイアントスラローム競技 (成年・少年の部)

人数 グループ	1	2	3	4	5	6
第1グループ	1	1	1	2	2	2
第2グループ		1	1	1	2	2
第3グループ			1	1	1	2

ランキング	グループ
1	第1グループ
2	第2グループ
3	第3グループ

・ジャイアントスラローム競技 (中学の部)

人数 グループ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
第1グループ		1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	3	3
第2グループ	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	3	3	3
第3グループ			1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	3
第4グループ				1	1	1	1	1	2	2	2	2	2
第5グループ					1	1	1	1	1	2	2	2	2

ランキング	グループ
1	第1グループ
2	第2グループ
3	第3グループ
4	第4グループ
5	第5グループ

・クロスカントリー競技 (成年・少年の部)

人数 グループ	1	2	3	4	5	6
第1グループ	1	1	1	2	2	2
第2グループ		1	1	1	2	2
第3グループ			1	1	1	2

ランキング	グループ
1	第3グループ
2	第2グループ
3	第1グループ

・クロスカントリー競技 (中学の部)

人数 グループ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
第1グループ				1	1	1	1	2	2	2	3	3	3
第2グループ			1	1	1	2	2	2	2	3	3	3	3
第3グループ	1	1	1	1	2	2	2	2	3	3	3	3	4
第4グループ		1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	3	3

ランキング	グループ
	特別シード
1	第4グループ
2	第3グループ
3	第2グループ
4	第1グループ

1.2. 大会本部

・所在地 〒939-1892 富山県南砺市城端1046 南砺市役所 城端市民センター 2階
常陸宮賜杯第73回中部日本スキー大会実施本部

1.3. 宿泊

各県選手団(選手・監督・コーチ・本部役員)の宿泊に関しては、別に定める常陸宮賜杯第73回中部日本スキー大会宿泊要項によるものとする。

1.4. 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症に関しては、別に定める新型コロナウイルス感染症感染対策ガイドラインによるものとする。

市立図書館ホームページが11月1日からリニューアルしました！

できるようになりました！



マイページ機能が充実

- ・予約が簡単に
- ・貸出延長・予約取消ボタンの追加
- ・返却予定日3日前に、“お知らせメール”で、返却日を通知
- ・ホームページで、新規利用者申請が可能
- ・利用状況を即時に反映



みんな笑顔に



小・中・義務教育学校

GIGAスクール構想



ひとり1台タブレット

タブレットを利用してHPから図書の予約



学校からでも、どこからでも予約できます



2 スマートフォン等による図書館カード機能を追加（非接触対応）

- ・すべてのデバイスに対応(パソコン、タブレット、スマートフォン対応)



図書館カードを忘れても借りれます！



◎情報発信を強化

- ・司書のコメント付き“おすすめ図書”を紹介
- ・年代別貸出ランキングを追加
(「小学生」「中・高生」「一般」「60歳以上」の貸出ランキング)
- ・「レファレンス事例集」「ボランティア活動紹介」「視聴覚ライブラリー」「雑誌スポンサー募集中」をバナーに追加



12月のおはなし会

- 3日(土) 午前10時～ 福野(職員)
- 10日(土) 午前10時～ 福野(本でこんにちは)
- 17日(土) 午前10時～ 福野(職員)
午前10時30分～ 井波(ピッコログループ)

クリスマス会

- 17日(土) 午前10時30分～ 城端(虹の会)
- 24日(土) 午前10時～ 福野(本でこんにちは&
10時40分 南砺福野高校演劇部)
会場:セミナールームC
午前10時30分～ 井波(つばきの会)
午前11時～ 中央(おはなしまんまる)

- 大人のためのおはなし会「おはなしタイム」
12月15日(木) 午前10時30分～
中央図書館にて

休館日のお知らせ


- ・中央図書館 蔵書点検
11月30日(水)～
12月7日(水)
- ・全館 年末年始休館
12月29日(木)～
令和5年1月3日(火)

新年の始まり
1月4日(水)は…
新春福引を
開催!!



今月の おすすめ本


一般書


 **ユーモアは最強の武器である**
ジェニファー・アーカー/著
ナオミ・バグドナス/著
東洋経済新報社


 **君のクイズ**
小川 哲/著
朝日新聞出版

 **おいしい絵本レシピ**
野口真紀/著
福音館書店

児童書

 **考えると楽しい地図**
今和泉隆之/著
くもん出版

 **5分間ノンストップ
ショートストーリー
こはなへようこそ!**
落合由佳/作
PHP研究所

 **よるのやおやさん**
穂高順也/文
田中六大/絵
文溪堂

● 10月の新着本 (719冊) ●

本の展示 ~本は10冊まで借りることができます~

一般書	児童書	展示図書館
12月3日～9日は「障がい者週間」 (11/26～12/10まで展示) ※中央は～12/18まで		全館共通展示
いけ!サムライブルー	むげんのだいうちゅう	中央図書館 ☎52-0317
ゆるゆるぬくぬく過ぎましょ	メリークリスマス	福野図書館 ☎22-1128
本であったか冬じたく	すてきなおくりもの	城端図書館 ☎62-0312
今年もありがとう	クリスマスをまってる♡	井波図書館 ☎82-0150
湯気の向こうにある幸せ ～あったか料理～	みんなでクリパ☆	平図書館 ☎66-2240